

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成23年の平均寿命（厚生労働省：平成23年簡易生命表による）は、前年を下回ったものの男79.44年（前年比0.11年減）、女85.90年（同0.40年減）で、世界でも高い水準となっている。また、65歳の平均余命は、男18.69年（前年比0.05年減）、女23.66年（同0.14年減）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46～49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成23年の出生数は105万人と前年に比べて2万人減少し、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は1.39で前年と同率であった。

年齢別人口（総務省統計局：人口推計月報による）をみると、平成24年4月1日現在で65歳以上人口が3,024万人と総人口の23.7%を占めており、年々増加している。将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成24年1月推計、出生中位（死亡中位）推計）では、65歳以上人口の割合は平成25（2013）年には25%台に達し、日本の総人口の4人に1人が65歳以上人口となる。65歳以上人口は、平成54（2042）年のおおよそ3,878万人をピークに減少を始めるが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成54（2042）年以降も上昇を続け、平成72（2060）年には39.9%の水準に達する。すなわち5人に2人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な伸びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

平成23年の国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）によると、年金受給者の有無不詳の世帯を除いたものでみて、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,279万3千世帯と、全世帯4,656万世帯の49.0%を占めている。同様に、65歳以上の者のいる世帯1,938万5千世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は1,867万8千世帯となっており、65歳以上の者のいる世帯の96.4%に達している。

高齢者世帯の平均所得金額307万円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が67.5%、稼働所得が17.4%、財産所得が8.9%となっており、公的年金・恩給が7割近くを占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は56.7%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

2. 年金保険（総括）

(1) 年金制度の概況

平成23年度末の国民年金制度の被保険者総数は6,673万人、老齢基礎年金等受給権者数は2,864万人となっており、公的年金制度全体での年金扶養比率は2.33となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の加入者（適用者）総数は3,892万人、老齢（退職）年金受給権者数は1,760万人となっており、年金扶養比率は2.21となっている（表1）。

表1 公的年金制度一覧（平成23年度末）

○国民年金制度

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成24年9月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	1,904万人	2,864万人	2.33	5.8万円	兆円 3.4	兆円 7.7	兆円 [7.9]	5.2 [5.2]	14,980円
第2号被保険者	3,790				—	—	—		
第3号被保険者	978				—	—	—		
合計	6,673								65歳
(参考) 公的年金加入者合計 6,775									

- (注) 1. 上記には、老齢福祉年金（受給者数0.3万人）を含まない。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢（退職）年金の受給権者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。なお、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.5万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除し基礎年金勘定への繰入を加えた額である。
 6. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成24年9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成24年度)
厚生年金保険	3,451万人	1,484万人	2.33	16.1万円	兆円 37.7	兆円 108.5	兆円 [111.5]	3.9 [3.9]	16.766%
国家公務員共済組合	106	70	1.52	21.4	2.1	7.9	[7.9]	5.8 [5.7]	16.216
地方公務員共済組合	286	194	1.47	22.1	5.8	37.7	[36.4]	9.7 [9.3]	16.216
私立学校教職員共済	49	12	4.09	20.9	0.5	3.4	[3.4]	8.7 [8.6]	13.292
合計	3,892	1,760	2.21	16.9	46.1	157.6	[159.2]	4.7 [4.7]	

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢（退職）年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢（退職）年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。（厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。）
 3. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給（減額退職年金を含む）を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えた額である。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、17.192%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料提出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。（前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。）

(2) 加入者数

平成23年度末の公的年金制度の加入者総数は6,775万人であり、総人口1億2,757万人の53.1%を占めている。また、制度別にみると第1号被保険者数1,904万人（対前年度末34万人減）、厚生年金保険被保険者数3,451万人（同10万人増）、共済組合の組合員数及び加入者数441万人（同1万人減）、第3号被保険者数978万人（同27万人減）となっている（表2、図1）。

表2 公的年金 加入者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

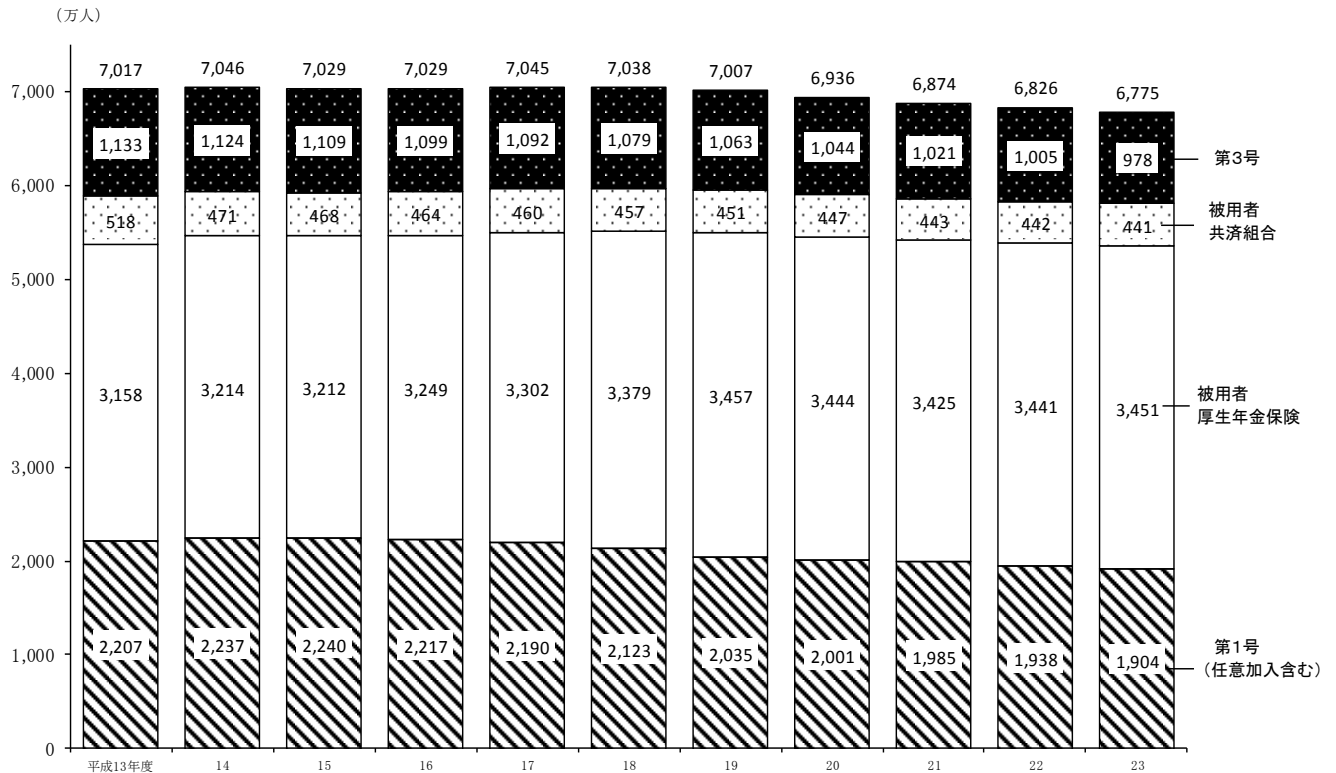
年度	加入者総数	国民年金 第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		国民年金 第3号被保険者	総人口	加入者総数 ／ 総人口
			厚生年金保険	共済組合			
平成13年度	70,168	22,074	31,576	5,184	11,334	127,333	55.1
14	70,460	22,368	32,144	4,712	11,236	127,560	55.2
15	70,292	22,400	32,121	4,677	11,094	127,650	55.1
16	70,293	22,170	32,491	4,639	10,993	127,678	55.1
17	70,447	21,903	33,022	4,599	10,922	127,723	55.2
18	70,383	21,230	33,794	4,569	10,789	127,747	55.1
19	70,066	20,354	34,570	4,514	10,628	127,687	54.9
20	69,358	20,007	34,445	4,471	10,436	127,566	54.4
21	68,738	19,851	34,248	4,429	10,209	127,445	53.9
22	68,258	19,382	34,411	4,418	10,046	127,706	53.4
23	67,747	19,044	34,515	4,410	9,778	127,567	53.1

注1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口（総務省統計局）である。

注2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

図1 公的年金 加入者数の推移



(3) 受給者数

平成23年度末における公的年金の受給者数は、延人数で6,384万人であり、前年度末に比べて196万人の増加となっている。厚生年金保険（旧農林共済を除く）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,618万人であり、前年度末に比べて92万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,867万人（他の公的年金の受給権を持たない高齢福祉年金受給権者を含む。）となっており、前年度末に比べて71万人増加している（表3、図2）。

表3 公的年金 受給者数の推移

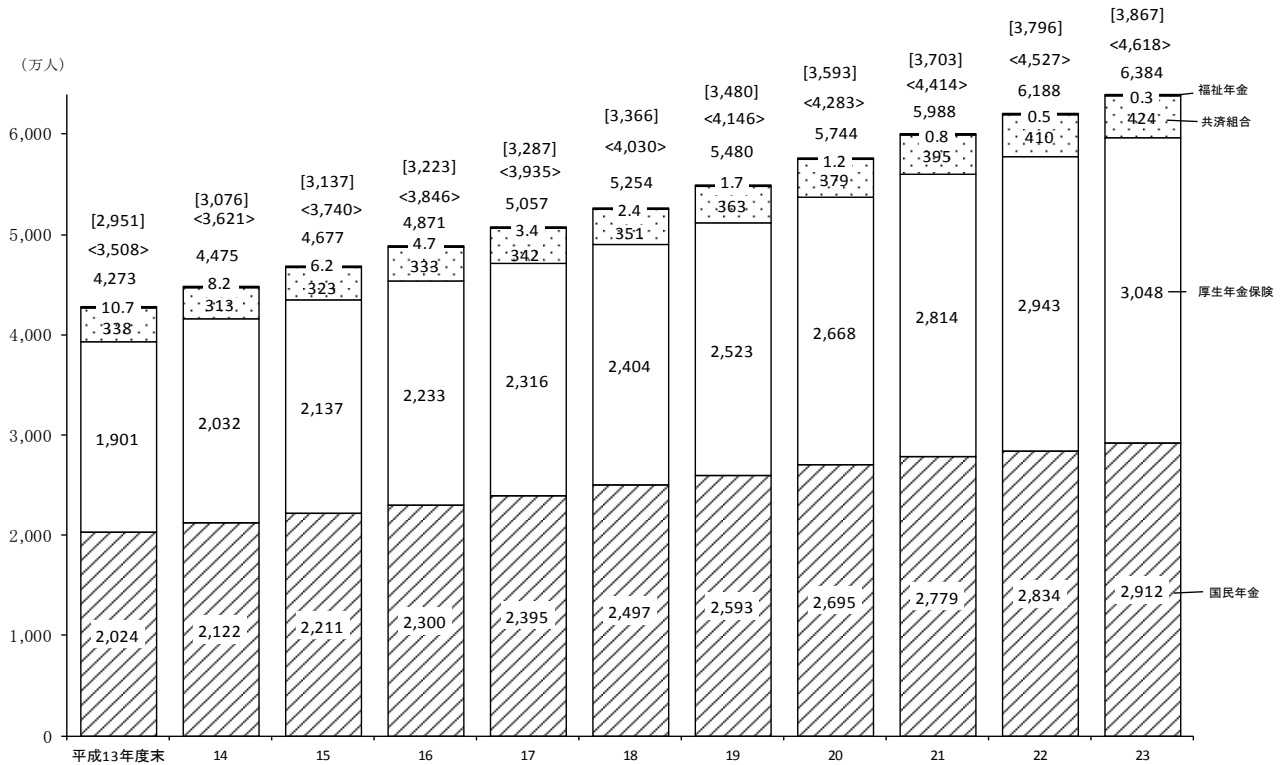
（年度末現在、単位：千人）

年度	総数			国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成13年度	42,731	<35,084>	[29,506]	20,238	19,005	3,380	107
14	44,748	<36,210>	[30,763]	21,222	20,315	3,130	82
15	46,771	<37,396>	[31,368]	22,111	21,369	3,229	62
16	48,710	<38,460>	[32,232]	22,997	22,334	3,333	47
17	50,566	<39,347>	[32,867]	23,954	23,156	3,421	34
18	52,542	<40,298>	[33,662]	24,968	24,043	3,506	24
19	54,797	<41,464>	[34,796]	25,925	25,226	3,628	17
20	57,435	<42,825>	[35,934]	26,949	26,684	3,790	12
21	59,883	<44,135>	[37,032]	27,787	28,141	3,948	8
22	61,882	<45,269>	[37,962]	28,343	29,433	4,101	5
23	63,841	<46,184>	[38,667]	29,122	30,479	4,237	3

注1. < >内は厚生年金保険（平成14年度以降は旧農林共済を除く）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

図2 公的年金 受給者数の推移



注1. < >内は厚生年金保険（平成14年度以降は旧農林共済を除く）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

平成23年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が4,276万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,293万人、遺族年金が594万人、障害年金が217万人、通算遺族年金が5万人となっている（表4）。

表4 公的年金 制度別受給者数（平成23年度末）

(単位：千人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	30,479	13,831	11,339	384	4,877	47
旧法厚生年金保険	2,386	982	799	56	505	45
新法厚生年金保険	27,440	12,457	10,441	322	4,221	・
（再掲）基礎あり	17,551	9,447	7,808	213	83	・
旧法船員保険	47	23	4	2	18	1
旧共済組合	606	371	96	5	134	1
（再掲）基礎あり	106	103	2	1	0	・
国民年金計	29,122	26,273	988	1,744	117	・
旧法拠出制	2,700	1,615	988	78	20	・
新法基礎年金	26,421	24,658	・	1,666	97	・
（再掲）基礎のみ	7,974	6,512	・	1,433	29	・
福祉年金	3	3	・	・	・	・
共済組合	4,237	2,653	602	38	942	3
合計	63,841 (46,184)	42,760 (33,210)	12,929 (5,119)	2,166 (1,952)	5,935 (5,852)	50 (50)

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険（旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。（ただし、旧共済組合の「基礎あり」は旧農林共済組合分を除く。）
4. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
5. 数値には、公務上・職務上を含む。
6. 共済組合の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
7. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成23年度末における老齢年金受給者数の増減を制度別にみると、国民年金が85万人（3.3%）、厚生年金保険が43万人（3.2%）、共済組合が7万人（2.6%）の増加に対し、福祉年金は2千人（38.4%）の減少となっている（表5）。

表5 公的年金 老齢年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	総数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
		旧法拠出制	基礎年金		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済組合			
平成13年度	28,029 (23,804)	16,930	3,977	12,954	8,951	8,556	395	2,040	107
14	29,695 (24,965)	17,956	3,725	14,231	9,571	9,036	535	2,087	82
15	31,165 (25,970)	18,890	3,472	15,418	10,074	9,556	518	2,139	62
16	32,550 (26,873)	19,820	3,225	16,595	10,490	9,989	501	2,193	47
17	33,952 (27,744)	20,832	2,972	17,860	10,852	10,368	483	2,234	34
18	35,392 (28,590)	21,864	2,736	19,128	11,234	10,768	466	2,271	24
19	36,949 (29,539)	22,872	2,502	20,370	11,725	11,277	448	2,335	17
20	38,649 (30,607)	23,928	2,272	21,657	12,287	11,858	429	2,422	12
21	40,220 (31,630)	24,812	2,060	22,751	12,893	12,482	411	2,507	8
22	41,413 (32,404)	25,424	1,832	23,592	13,399	13,008	391	2,584	5
23	42,760 (33,210)	26,273	1,615	24,658	13,831	13,461	371	2,653	3

注. 〈 〉内は厚生年金保険（平成14年度以降は旧農林共済を除く）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。

(4) 年金額

平成23年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が41兆円と年金総額の約8割を占めて最も多く、次いで遺族年金が6兆5千億円、通算老齢年金が2兆8千億円、障害年金が1兆9千億円となっている（表6）。

表6 公的年金 制度別受給者年金総額（平成23年度末）

（単位：億円）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	263,023	185,128	24,124	3,002	50,644	125
厚生年金基金代行分除く	246,892	170,072	23,048	3,002	50,644	125
旧法厚生年金保険	26,765	17,582	3,115	668	5,280	119
厚生年金基金代行分除く	26,451	17,321	3,062	668	5,280	119
新法厚生年金保険	226,638	160,188	20,738	2,247	43,465	・
（別掲）基礎年金	121,495	67,044	51,773	1,846	832	・
厚生年金基金代行分除く	210,820	145,394	19,714	2,247	43,465	・
旧法船員保険	979	651	15	35	275	2
旧法共済組合	8,642	6,706	256	52	1,624	3
（別掲）基礎年金	789	773	10	6	0	・
国民年金計	191,168	172,398	2,191	15,449	1,130	・
旧法拠出制	10,787	7,813	2,191	692	92	・
新法基礎年金	180,381	164,585	・	14,757	1,039	・
（再掲）基礎のみ	53,631	40,593	・	12,740	298	・
福祉年金	13	13	・	・	・	・
共済組合	68,026	52,112	1,699	487	13,716	8
合計	522,229	409,650	28,013	18,939	65,490	133
	[506,098]	[394,595]	[26,937]	[18,939]	[65,490]	[133]

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 年金総額には一部支給停止額を含む。
3. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。（ただし、旧農林共済組合に係る基礎年金額は除く。）
5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
6. 数値には、公務上・職務上を含む。
7. 共済組合の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
8. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成23年度末における公的年金受給者の年金総額は52兆2千億円であり、前年度末と比べると1兆1千億円増加している。

平成23年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が19兆1千億円、厚生年金保険が26兆3千億円、共済組合が6兆8千億円、福祉年金が13億円となっている（表7）。

表7 公的年金 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金	総数 国民所得
平成13年度	401,904 [390,524]	123,155	216,428 [205,049]	61,879	442	11.0
14	421,316 [408,390]	130,886	227,491 [214,565]	62,603	337	11.6
15	434,056 [421,206]	136,701	233,971 [221,122]	63,130	254	11.8
16	442,774 [431,128]	143,156	236,195 [224,549]	63,233	190	12.0
17	455,700 [444,658]	150,681	240,934 [229,892]	63,947	138	12.2
18	465,444 [453,682]	158,168	242,932 [231,170]	64,245	98	12.3
19	474,395 [462,040]	165,637	244,254 [231,898]	64,436	69	12.4
20	488,658 [475,392]	173,646	249,461 [236,195]	65,504	47	13.8
21	502,554 [488,159]	180,421	255,333 [240,939]	66,768	32	14.6
22	511,332 [496,045]	185,352	258,761 [243,474]	67,199	21	14.5
23	522,229 [506,098]	191,168	263,023 [246,892]	68,026	13	15.1

- 注1. 〔 〕内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
2. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。
3. 国民所得は、国民経済計算（内閣府経済社会総合研究所）による。

平成23年度末における受給者1人当たりの平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が15万2千円、国民年金が5万5千円、共済組合が16万4千円となっている（表8）。

表8 公的年金 受給者1人当たりの平均年金月額（平成23年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	152,396	55,784	105,277	87,967	21,934
厚生年金基金代行分除く	143,326	54,993	105,277	87,967	21,934
旧法厚生年金保険	149,280	32,489	99,456	87,213	21,992
厚生年金基金代行分除く	147,064	31,945	99,456	87,213	21,992
新法厚生年金保険	152,015	57,874	106,020	87,458	・
（再掲）基礎年金	44,851	41,322	47,817	1,643	・
厚生年金基金代行分除く	142,118	57,057	106,020	87,458	・
基礎あり	166,510	71,268	132,042	149,866	・
（再掲）基礎年金	59,138	55,254	72,316	83,688	・
旧法船員保険	240,057	30,600	172,716	130,381	21,340
旧共済組合	168,102	23,243	99,725	101,284	20,145
旧法	198,663	39,950	132,600	100,097	20,145
新法	139,063	21,719	73,744	101,861	・
（再掲）基礎年金	33,866	961	17,303	42	・
基礎あり	173,439	102,244	140,874	169,077	・
（再掲）基礎年金	62,318	56,087	70,568	86,378	・
国民年金計	54,682	18,486	73,816	80,424	・
旧法拠出制	40,306	18,486	74,123	38,540	・
新法基礎年金	55,623	・	73,801	88,958	・
（再掲）基礎のみ	51,945	・	74,088	85,810	・
福祉年金	33,683	・	・	・	・
共済組合	163,706	23,513	108,271	121,366	25,645
（再掲）公務上を除く	163,706	23,513	103,148	121,159	25,645

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 厚生年金保険に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。（ただし、旧農林共済分に係る基礎年金額は含まない。）
3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）
4. 「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分を除く。）
5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
6. 数値には、公務上・職務上を含む。
7. 共済組合の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。
8. 共済組合の平均年金月額には職域加算分を含む。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

3. 厚生年金保険

(1) 適用状況

① 事業所数

平成23年度末の適用事業所数は174万5千か所で、前年度末に比べて4千か所の減少となっている。そのうち、平成23年度末の船舶所有者数は4,670で、前年度末に比べて116減少しており、船舶所有者数は年々減少している。

また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は10万9千か所で、前年度末に比べて3千か所の減少となっている（表9）。

表9 適用事業所数・船舶所有者数の推移

(年度末現在、単位：千か所)

年 度	事 業 所 数				厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数		
	総 数	(再掲) 強制適用	(再掲) 任意包括適用	(再掲) 船舶所有者数	総 数	(再掲) 強制適用	(再掲) 任意包括適用	総 数	強制適用	任意包括適用
平成13年度	1,658	1,529	123	6.1	1,482	1,367	115	170	162	7.7
14	1,635	1,510	119	5.9	1,472	1,360	112	157	150	7.2
15	1,624	1,501	116	5.7	1,476	1,366	110	142	135	6.6
16	1,632	1,511	115	5.5	1,492	1,383	109	134	128	6.2
17	1,648	1,528	114	5.4	1,515	1,406	108	128	122	5.8
18	1,681	1,595	81	5.3	1,552	1,474	78	124	121	3.2
19	1,716	1,626	84	5.2	1,591	1,509	81	120	117	3.1
20	1,740	1,648	87	5.1	1,618	1,534	84	117	114	3.0
21	1,754	1,660	88	4.9	1,635	1,549	85	114	111	3.0
22	1,749	1,656	87	4.8	1,632	1,548	84	112	109	2.9
23	1,745	1,654	86	4.7	1,632	1,548	83	109	106	2.8

注1. 事業所の総数には任意単独適用（平成23年度末は、287事業所）を含んでいる。

2. 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

② 被保険者数

平成23年度末の厚生年金保険の被保険者数は3,451万人で、前年度末に比べて10万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,224万人、女子が1,227万人となっている。前年度末と比べると、男子が1千人増加、女子が10万人増加している（表10、図3）。

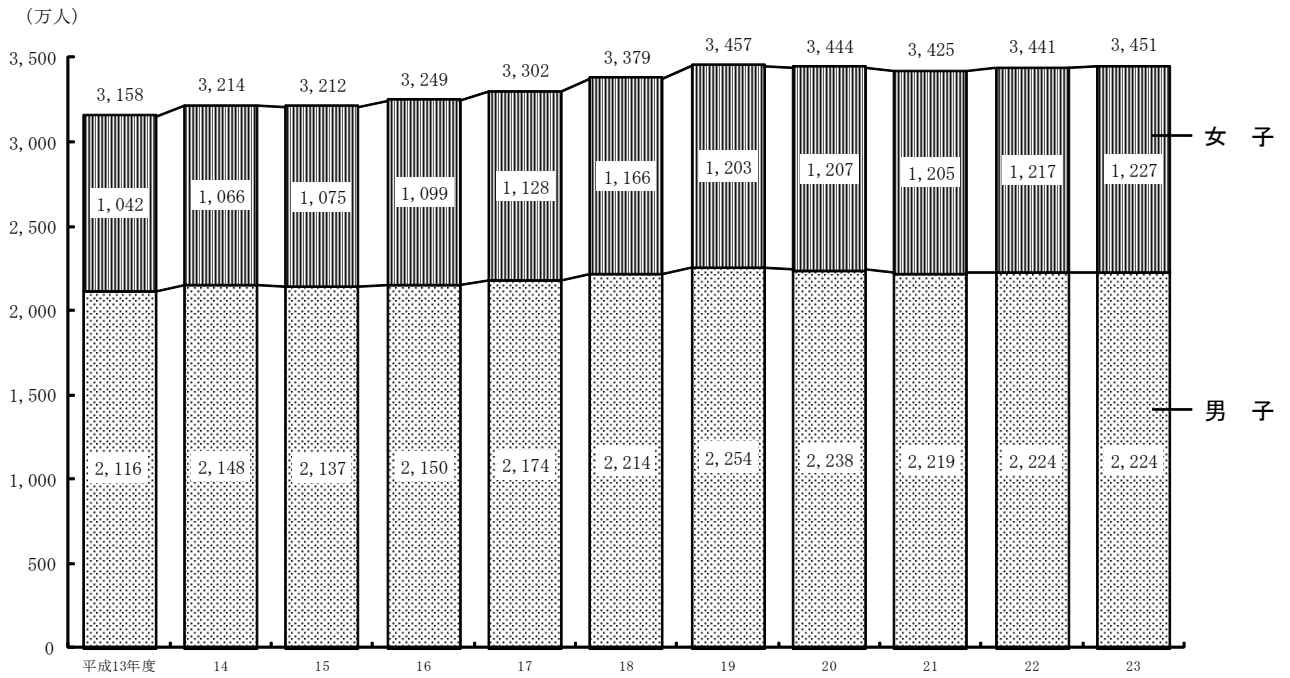
育児休業期間中の保険料免除者数は、平成23年度末現在で20万人となっている。前年度末と比べると2万人増加している。

表10 厚生年金保険 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	総 数	男 子			女 子	育児休業 保険料免除者	
		一般男子	坑内員	船員			
平成13年度	31,576	21,157	21,087	0.9	69	10,419	61
14	32,144	21,482	21,414	0.9	66	10,663	67
15	32,121	21,368	21,305	0.9	63	10,753	72
16	32,491	21,504	21,442	0.9	61	10,987	78
17	33,022	21,740	21,679	0.8	60	11,282	97
18	33,794	22,139	22,079	0.7	59	11,655	111
19	34,570	22,544	22,485	0.7	58	12,026	129
20	34,445	22,377	22,319	0.7	57	12,068	145
21	34,248	22,193	22,137	0.6	56	12,055	160
22	34,411	22,241	22,186	0.6	54	12,170	180
23	34,515	22,242	22,188	0.6	53	12,273	197

図3 厚生年金保険 被保険者数の推移



注. 男子には坑内員・船員を含む。

③ 厚生年金基金加入状況

平成23年度末の厚生年金基金の加入者数は431万人で前年度末に比べて12万人減少している。また、厚生年金基金加入者は全被保険者数の12.5%を占めている(表11)。

表11 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合
	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女子	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女子	
平成13年度	20,698	13,141	7,487	10,878	7,946	2,932	34.5
14	24,275	15,765	8,442	7,870	5,649	2,220	24.5
15	26,315	17,144	9,107	5,806	4,160	1,645	18.1
16	27,264	17,716	9,486	5,227	3,726	1,501	16.1
17	28,034	18,131	9,842	4,988	3,548	1,440	15.1
18	28,927	18,628	10,239	4,867	3,451	1,416	14.4
19	29,826	19,130	10,637	4,744	3,355	1,389	13.7
20	29,813	19,052	10,703	4,631	3,266	1,365	13.4
21	29,718	18,959	10,703	4,529	3,178	1,351	13.2
22	29,977	19,087	10,835	4,434	3,099	1,335	12.9
23	30,205	19,184	10,967	4,310	3,004	1,306	12.5

④ 産業別・規模別適用状況

表12及び表13は平成23年9月1日現在で、産業別・被保険者数規模別に適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業別にみると、事業所数では卸売・小売業（全事業所数の18.8%）、建設業（同16.5%）、製造業（同15.2%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の25.2%）、卸売・小売業（同15.9%）が大きな割合を占めている。

表12 厚生年金保険 産業別・規模別事業所数（平成23年9月1日現在の調査）

（単位：所）

産業大分類	2人以下	3・4人	5～		100～		1000人		合計	割合(%)
			29人	99人	499人	999人	以上			
農林水産業	6,887	3,862	7,597	738	141	9	4	19,238	1.1	
鉱業・採石業・砂利採取業	977	553	1,810	270	46	3	2	3,661	0.2	
建設業	112,448	58,754	107,568	8,340	1,504	148	124	288,886	16.5	
製造業	78,481	40,381	107,082	27,208	10,666	1,109	857	265,784	15.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	8,542	2,877	4,982	779	324	23	36	17,563	1.0	
情報通信業	23,700	7,652	17,599	4,496	1,890	257	204	55,798	3.2	
運輸業・郵便業	20,099	7,953	31,398	9,904	3,382	314	268	73,318	4.2	
卸売・小売業	136,611	62,107	106,032	16,171	5,974	736	524	328,155	18.8	
金融・保険業	8,386	3,311	4,110	902	854	186	193	17,942	1.0	
不動産業・物品賃貸業	61,832	13,629	14,248	1,938	660	77	61	92,445	5.3	
学術研究・専門技術サービス業	54,602	21,672	33,040	3,592	1,128	114	62	114,210	6.5	
飲食店・宿泊業	24,318	10,962	18,029	2,923	990	118	77	57,417	3.3	
生活関連サービス業・娯楽業	19,973	8,316	17,163	3,715	1,044	108	47	50,366	2.9	
教育・学習支援業	9,168	3,349	8,301	1,434	358	60	37	22,707	1.3	
医療・福祉	26,754	24,858	71,575	15,780	6,992	526	186	146,671	8.4	
複合サービス事業	6,260	1,527	2,141	543	558	111	39	11,179	0.6	
サービス業	72,600	29,194	54,086	8,885	3,270	413	291	168,739	9.7	
公務	4,279	1,580	4,142	1,278	996	140	60	12,475	0.7	
合計	675,917	302,537	610,903	108,896	40,777	4,452	3,072	1,746,554	100.0	
割合(%)	38.7	17.3	35.0	6.2	2.3	0.3	0.2	100.0		

表13 厚生年金保険 産業別・規模別被保険者数（平成23年9月1日現在の調査）

（単位：人）

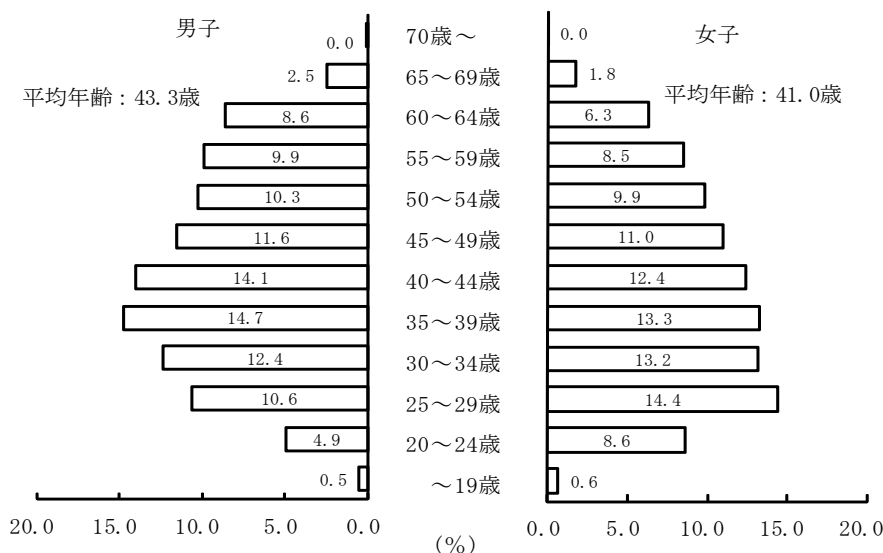
産業大分類	2人以下	3・4人	5～		100～		1000人		合計	割合(%)
			29人	99人	499人	999人	以上			
農林水産業	8,658	13,310	77,378	37,111	25,246	5,860	13,383	180,946	0.5	
鉱業・採石業・砂利採取業	1,067	1,905	21,469	12,831	9,517	2,592	7,740	57,121	0.2	
建設業	140,787	201,735	1,078,494	397,622	285,827	103,844	340,769	2,549,078	7.3	
製造業	93,426	139,019	1,267,151	1,424,896	2,117,179	761,783	2,958,107	8,761,561	25.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	6,481	9,875	53,221	40,233	66,250	15,334	214,458	405,852	1.2	
情報通信業	25,323	26,253	204,689	237,865	380,147	176,936	559,716	1,610,929	4.6	
運輸業・郵便業	18,040	27,572	403,872	517,889	655,709	220,383	955,591	2,799,056	8.1	
卸売・小売業	164,141	212,302	1,114,832	833,954	1,210,963	515,729	1,468,387	5,520,308	15.9	
金融・保険業	9,838	11,262	42,109	49,151	199,255	131,451	732,277	1,175,343	3.4	
不動産業・物品賃貸業	68,594	45,743	142,480	97,820	129,379	53,656	130,411	668,083	1.9	
学術研究・専門技術サービス業	67,636	73,985	331,341	183,272	225,573	78,218	133,120	1,093,145	3.1	
飲食店・宿泊業	29,036	37,451	193,674	149,424	197,599	79,640	203,371	890,195	2.6	
生活関連サービス業・娯楽業	22,858	28,540	193,241	190,355	203,836	72,852	114,912	826,594	2.4	
教育・学習支援業	10,715	11,446	102,012	68,382	72,247	40,857	158,706	464,365	1.3	
医療・福祉	34,610	86,996	792,840	865,485	1,385,703	350,660	343,626	3,859,920	11.1	
複合サービス事業	6,809	5,158	22,415	30,539	142,739	73,133	75,876	356,669	1.0	
サービス業	81,561	100,182	569,569	459,582	665,742	281,574	828,829	2,987,039	8.6	
公務	4,756	5,412	48,465	69,859	219,863	94,900	105,409	548,664	1.6	
合計	794,336	1,038,146	6,659,252	5,666,270	8,192,774	3,059,402	9,344,688	34,754,868	100.0	
割合(%)	2.3	3.0	19.2	16.3	23.6	8.8	26.9	100.0		

⑤ 年齢構成

平成23年度末の被保険者の年齢構成を男女別にみると、男子では35～39歳が14.7%と男子計に対する割合が最も高くなっている。また、女子については25～29歳が14.4%と女子計に対する割合が最も高くなっている。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成23年度末で、男子は43.3歳、女子は41.0歳となっている（図4）。

図4 厚生年金保険 被保険者の年齢構成（平成23年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

⑥ 標準報酬月額及び標準賞与額

平成23年度末の標準報酬月額の平均は30万5千円（うち男子34万6千円、女子23万円）であり、前年度末に比べて0.4%減少している。平成23年度の年度平均についても、30万4千円（うち男子34万5千円、女子23万円）と、前年度に比べて0.1%減少している（表14）。

表14 厚生年金保険 標準報酬月額の平均の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成19年度	312,258	356,657	229,030	311,600	356,104	228,232
	20	312,813	356,961	230,952	311,619	355,720	229,917
	21	304,173	345,163	228,710	306,172	348,075	229,229
	22	305,715	347,212	229,876	304,554	345,808	229,314
	23	304,589	345,700	230,085	304,359	345,495	229,858
伸び率 (%)	平成19年度	△ 0.1	△ 0.3	0.7	△ 0.2	△ 0.3	0.6
	20	0.2	0.1	0.8	0.0	△ 0.1	0.7
	21	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 1.7	△ 2.1	△ 0.3
	22	0.5	0.6	0.5	△ 0.5	△ 0.7	0.0
	23	△ 0.4	△ 0.4	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.2

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 標準報酬月額の平均（年度平均）は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

標準賞与額1回当たりの平均は、平成23年度で42万9千円（うち男子49万9千円、女子29万1千円）であり、前年度に比べて1.3%増加している。

一人当たりの標準報酬額（総報酬ベース・年額）は、平成23年度で431万3千円（うち男子493万6千円、女子318万6千円）である。標準報酬月額は減少したものの、標準賞与額が増加したため、一人当たり標準報酬額は前年度に比べて0.2%増加している（表15）。

表15 厚生年金保険 標準賞与額の平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成19年度	459,726	536,151	300,677	4,469,524	5,155,647	3,184,220
	20	455,546	531,060	300,351	4,449,722	5,126,322	3,196,260
	21	418,698	485,937	285,032	4,309,754	4,935,076	3,161,527
	22	423,196	491,915	288,082	4,306,057	4,926,811	3,173,920
	23	428,860	499,424	291,247	4,313,465	4,935,914	3,186,136
伸び率 (%)	平成19年度	0.3	0.3	0.6	△ 0.4	△ 0.4	0.3
	20	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	0.4
	21	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1	△ 3.1	△ 3.7	△ 1.1
	22	1.1	1.2	1.1	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	23	1.3	1.5	1.1	0.2	0.2	0.4

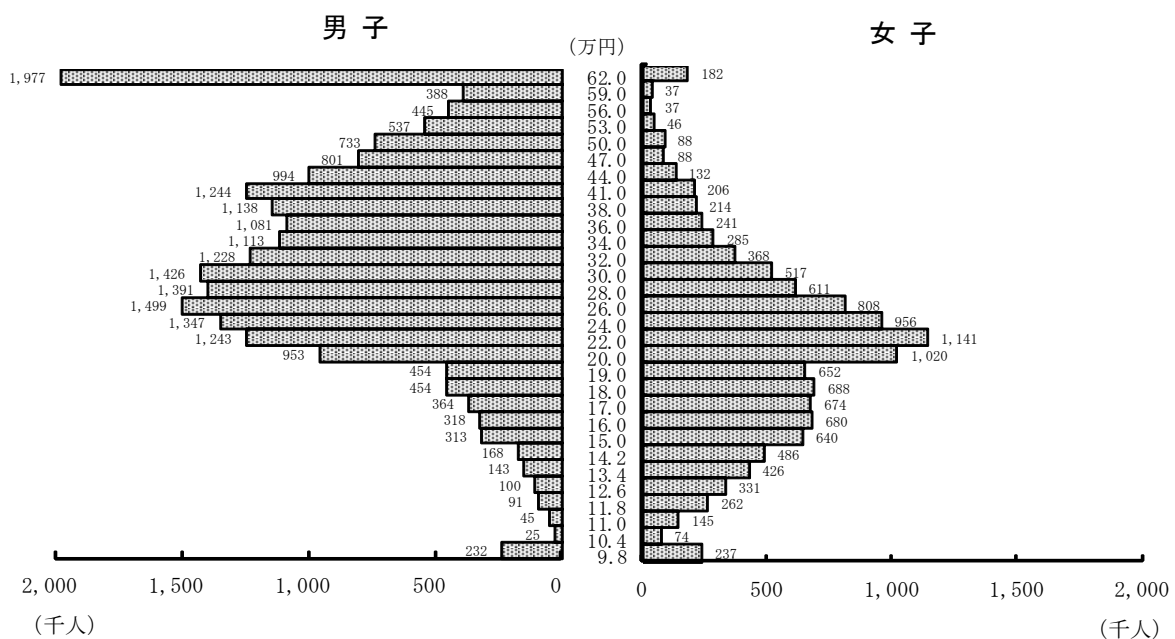
注1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

3. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図5は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第30級（62万円）が198万人と最も多くなっている一方、女子は第14級（22万円）が114万人と最も多くなっている。

図5 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成23年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成23年度末における厚生年金保険の受給者数は3,048万人で、内訳は旧法厚生年金保険が239万人、旧法船員保険が5万人、新法厚生年金保険が2,744万人、旧共済組合が61万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,383万人（全受給者数の45.4%）、通算老齢年金が1,134万人（同37.2%）、障害年金が38万人（同1.3%）、遺族年金が488万人（同16.0%）、通算遺族年金が5万人（同0.2%）となっている。

また、平成23年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は1,755万人（老齢相当945万人、通老相当781万人）となっており、障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は21万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は8万人となっている（表16）。

表16 厚生年金保険 受給者数（平成23年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険			旧共済組合		
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%		
老 齢 年 金	13,831	45.4	982	3.2	23	0.1	12,457	(9,447)	40.9	371	(103)	1.2
通算老齢年金	11,339	37.2	799	2.6	4	0.0	10,441	(7,808)	34.3	96	(2)	0.3
障 害 年 金	384	1.3	56	0.2	2	0.0	322	(213)	1.1	5	(1)	0.0
遺 族 年 金	4,877	16.0	505	1.7	18	0.1	4,221	(83)	13.8	134	(0)	0.4
通算遺族年金	47	0.2	45	0.1	1	0.0	・	・	・	1	・	0.0
合 計	30,479	100.0	2,386	7.8	47	0.2	27,440	(17,551)	90.0	606	(106)	2.0

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。

新法退職共済年金についても同様。

2. ()内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

3. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

受給者数の内訳を前年度末と比較すると、老齢年金が43万人、通算老齢年金が49万人、障害年金が7千人、遺族給付が12万人の増加となっている（表17、図6）。

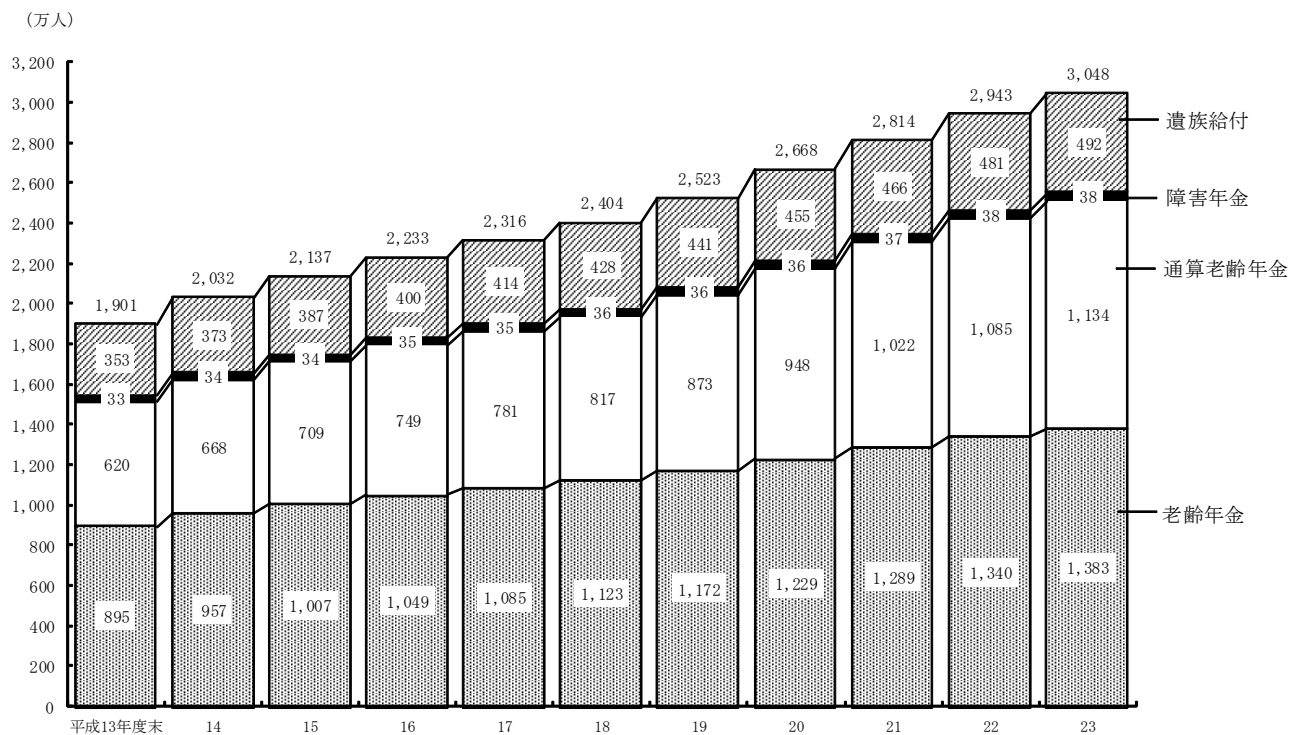
表17 厚生年金保険 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成13年度	19,005	8,951	6,201	325	3,528
14	20,315	9,571	6,677	336	3,731
15	21,369	10,074	7,086	341	3,868
16	22,334	10,490	7,492	348	4,003
17	23,156	10,852	7,805	355	4,145
18	24,043	11,234	8,169	356	4,284
19	25,226	11,725	8,728	360	4,414
20	26,684	12,287	9,485	363	4,549
21	28,141	12,893	10,219	366	4,664
22	29,433	13,399	10,849	377	4,807
23	30,479	13,831	11,339	384	4,924

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 2. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。
 3. 平成13年度は旧農林共済組合分を含まない。

図6 厚生年金保険 受給者数の推移



注 平成13年度は旧農林共済組合分を含まない。

厚生年金保険の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が11万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が9万人、旧法船員保険の老齢年金が3千人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が3千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が57万人、通老相当が58万人の増加となっている（表18）。

表18 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成13年度	8,951	6,201	2,139	1,627	48	11	6,368	4,560	395	3
14	9,571	6,677	2,020	1,544	45	10	6,971	5,013	535	111
15	10,074	7,086	1,900	1,459	43	9	7,613	5,509	518	109
16	10,490	7,492	1,781	1,374	40	8	8,168	6,002	501	108
17	10,852	7,805	1,659	1,285	38	8	8,671	6,407	483	106
18	11,234	8,169	1,544	1,200	35	7	9,190	6,858	466	104
19	11,725	8,728	1,429	1,115	33	6	9,815	7,504	448	102
20	12,287	9,485	1,316	1,043	30	6	10,512	8,336	429	101
21	12,893	10,219	1,209	978	28	5	11,245	9,136	411	100
22	13,399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98
23	13,831	11,339	982	799	23	4	12,457	10,441	371	96

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のものは「通老相当」に計上している。

2. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のものは「通算退職年金」に計上している。

3. 平成13年度は旧農林共済組合分を含まない。

② 受給権者数

平成23年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,303万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,484万人、通算老齢年金が1,235万人、障害年金が55万人、遺族給付が529万人となっている（表19）。

表19 厚生年金保険 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成13年度	20,559	9,486	6,764	436	3,873
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

3. 平成13年度は旧農林共済組合分を含まない。

③ 在職者にかかる老齢給付の状況

平成23年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は312万人となっており、前年度末に比べ15万人（5.0%）の増加となっている（表20）。

表20 厚生年金保険 在職者にかかる老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成19年度	223.8 (72.0)	163.5 (52.1)	60.4 (19.8)	172.7 (70.2)	121.6 (51.9)	51.1 (18.4)
20	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)
21	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)
22	296.7 (91.7)	211.7 (65.5)	85.0 (26.2)	233.8 (90.4)	161.0 (65.3)	72.9 (25.1)
23	311.7 (101.5)	221.4 (72.2)	90.2 (29.3)	248.9 (100.2)	170.9 (71.9)	77.9 (28.3)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

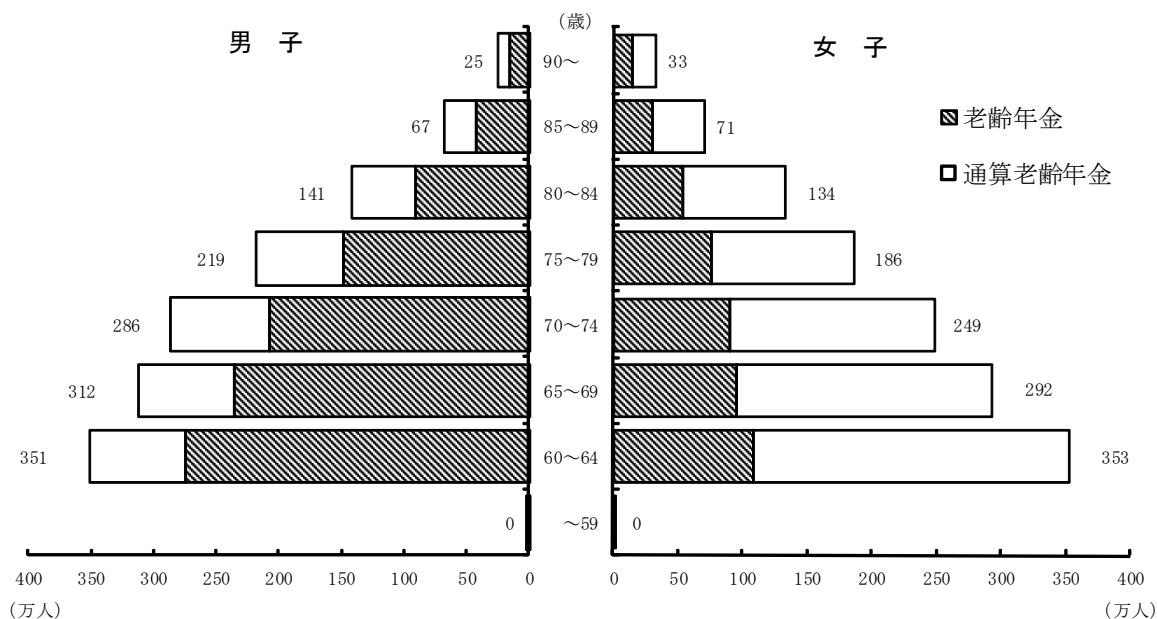
2. () 内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く。）

である。なお、平成19年度から70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。）を含む。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図7は、平成23年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者2,719万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に60～64歳が最も多い（男子は351万人、女子は353万人）。

図7 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成23年度末）

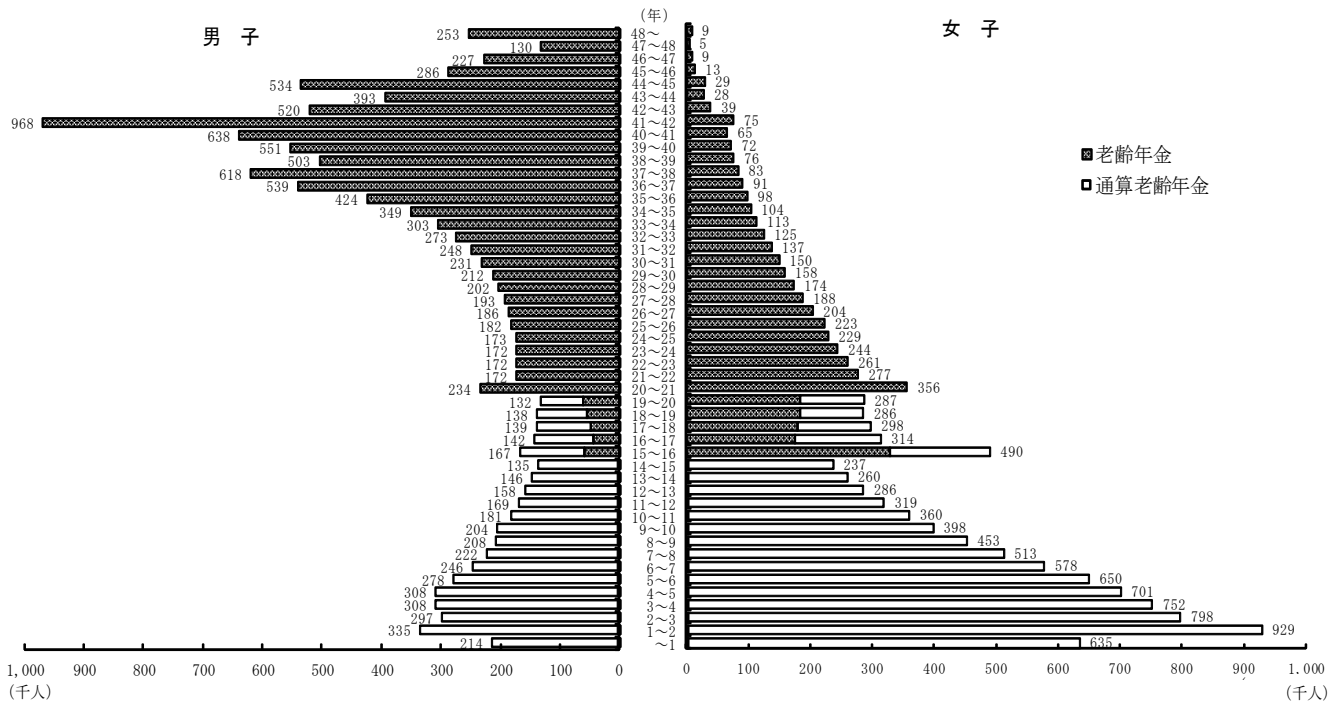


⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成23年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると図8のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（97万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（93万人）なっている。

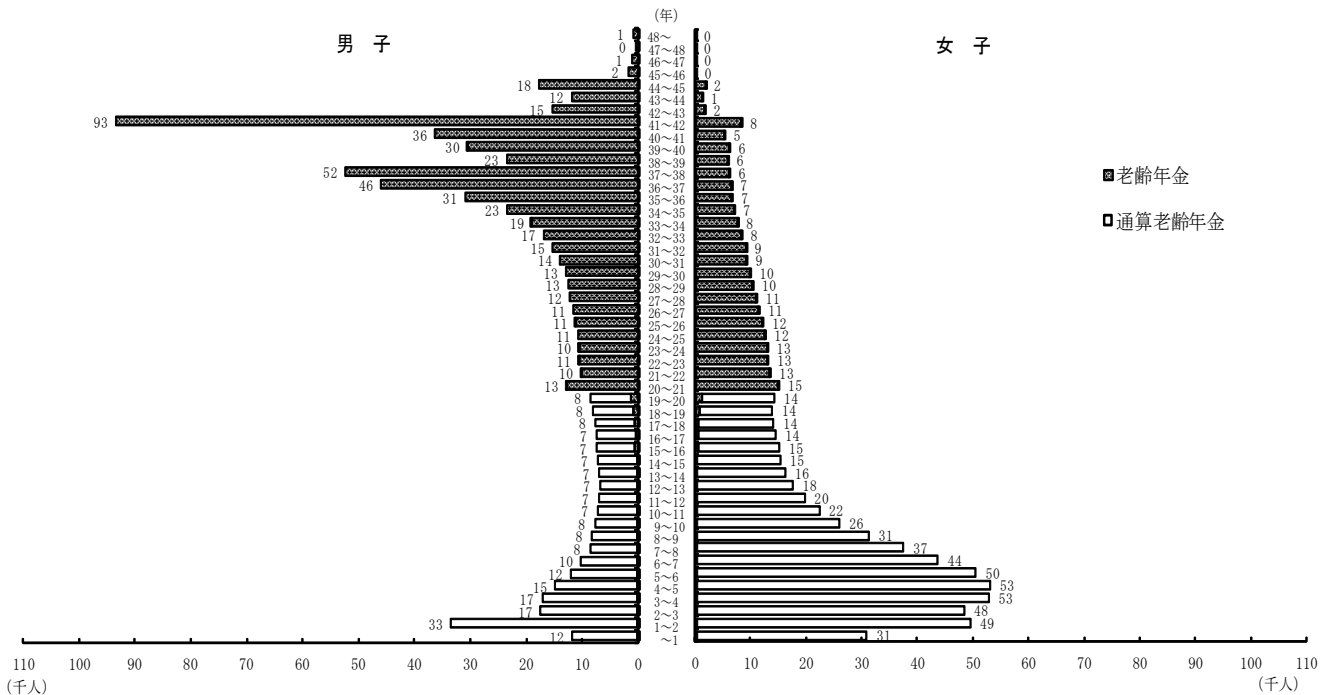
図8 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成23年度末）



平成23年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると図9のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（9万人）、女子では4年以上5年未満が最も多く（5万人）なっている。

図9 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成23年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成23年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は26兆3,023億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が18兆5,128億円で年金総額の70.4%を占めており、通算老齢年金が2兆4,124億円（年金総額の9.2%）、障害年金が3,002億円（同1.1%）、遺族年金が5兆644億円（同19.3%）、通算遺族年金が125億円（同0.0%）となっている（表21）。

表21 厚生年金保険 受給者年金総額（平成23年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	185,128	70.4	17,582	6.7	651	0.2	160,188	60.9	6,706	2.5
通算老齢年金	24,124	9.2	3,115	1.2	15	0.0	20,738	7.9	256	0.1
障 害 年 金	3,002	1.1	668	0.3	35	0.0	2,247	0.9	52	0.0
遺 族 年 金	50,644	19.3	5,280	2.0	275	0.1	43,465	16.5	1,624	0.6
通算遺族年金	125	0.0	119	0.0	2	0.0	・	・	3	0.0
合 計	263,023	100.0	26,765	10.2	979	0.4	226,638	86.2	8,642	3.3

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。
新法退職共済年金についても同様。

2. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

厚生年金保険の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が2,781億円増加、通算老齢年金が557億円増加、障害年金が8億円増加、遺族給付が916億円増加となっている(表22、図10)。

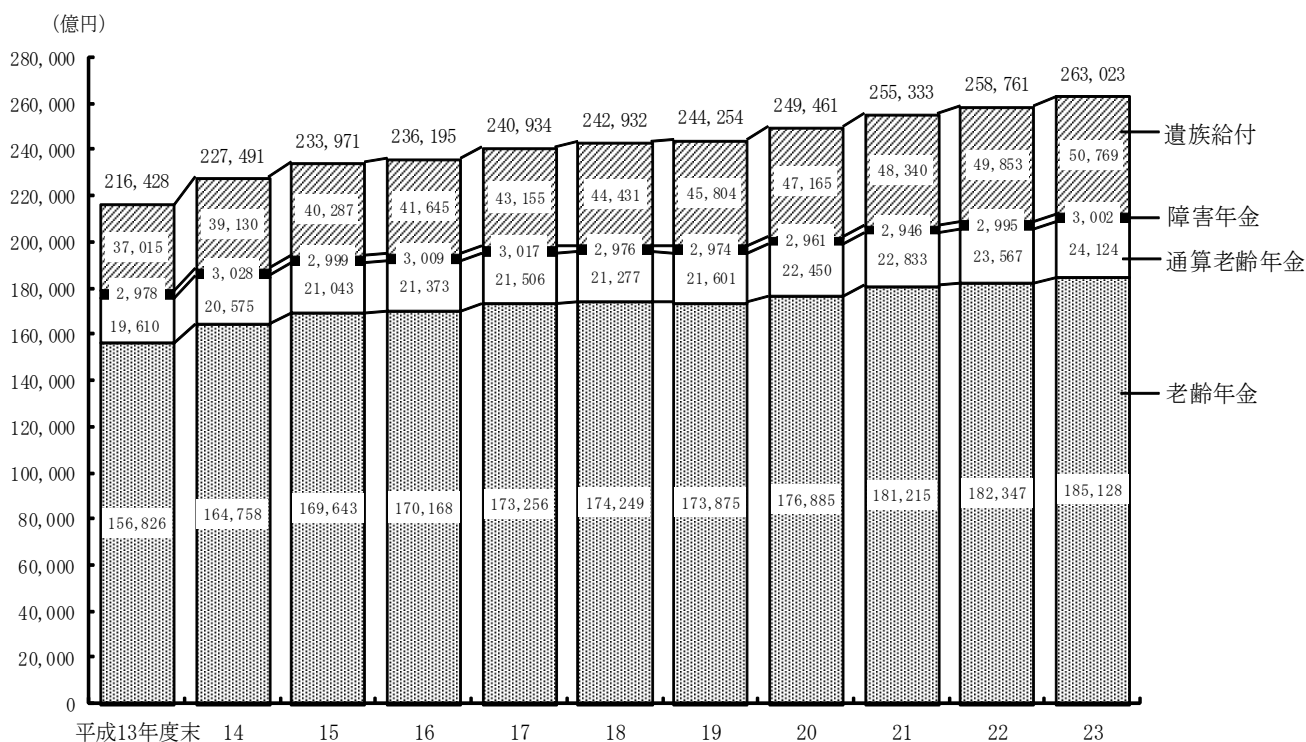
表22 厚生年金保険 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金		障 害 年 金	遺 族 給 付
平成13年度	216,428	(205,049)	156,826	(146,096)	19,610	(18,961)	2,978	37,015
14	227,491	(214,565)	164,758	(152,544)	20,575	(19,863)	3,028	39,130
15	233,971	(221,122)	169,643	(157,540)	21,043	(20,296)	2,999	40,287
16	236,195	(224,549)	170,168	(159,275)	21,373	(20,620)	3,009	41,645
17	240,934	(229,892)	173,256	(162,959)	21,506	(20,761)	3,017	43,155
18	242,932	(231,170)	174,249	(163,262)	21,277	(20,502)	2,976	44,431
19	244,254	(231,898)	173,875	(162,335)	21,601	(20,785)	2,974	45,804
20	249,461	(236,195)	176,885	(164,495)	22,450	(21,575)	2,961	47,165
21	255,333	(240,939)	181,215	(167,762)	22,833	(21,891)	2,946	48,340
22	258,761	(243,474)	182,347	(168,073)	23,567	(22,555)	2,995	49,853
23	263,023	(246,892)	185,128	(170,072)	24,124	(23,048)	3,002	50,769

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 2. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。
 4. 平成13年度は旧農林共済組合分を含まない。

図10 厚生年金保険 受給者年金総額の推移



注 平成13年度は旧農林共済組合分を含まない。

厚生年金保険の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が2,267億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が379億円、旧法船員保険の老齢年金が75億円、旧法船員保険の通算老齢年金が2億円、旧共済組合の退職年金が497億円、通算退職年金が13億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が5,621億円、通老相当が952億円の増加となっている（表23）。

表23 厚生年金保険 老齢給付の受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成13年度	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)	41,644 (40,826)	6,835 (6,710)	1,366	42	104,664 (94,752)	12,711 (12,188)	9,152	22
14	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)	39,153 (38,376)	6,459 (6,339)	1,298	39	113,045 (101,608)	13,696 (13,104)	11,262	381
15	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)	36,336 (35,671)	6,026 (5,916)	1,220	36	121,415 (109,978)	14,617 (13,980)	10,671	365
16	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)	33,789 (33,246)	5,635 (5,540)	1,147	33	125,115 (114,765)	15,358 (14,700)	10,117	347
17	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)	31,298 (30,834)	5,250 (5,168)	1,075	30	131,291 (121,458)	15,896 (15,233)	9,592	330
18	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)	28,849 (28,420)	4,866 (4,789)	1,001	27	135,346 (124,789)	16,074 (15,376)	9,053	310
19	173,875 (162,335)	21,601 (20,785)	26,524 (26,133)	4,504 (4,431)	932	24	137,821 (126,672)	16,773 (16,030)	8,599	300
20	176,885 (164,495)	22,450 (21,575)	24,243 (23,886)	4,160 (4,093)	864	22	143,641 (131,608)	17,977 (17,169)	8,137	291
21	181,215 (167,762)	22,833 (21,891)	22,186 (21,859)	3,869 (3,807)	796	20	150,544 (137,419)	18,663 (17,784)	7,688	280
22	182,347 (168,073)	23,567 (22,555)	19,850 (19,556)	3,494 (3,436)	726	17	154,567 (140,587)	19,786 (18,831)	7,204	270
23	185,128 (170,072)	24,124 (23,048)	17,582 (17,321)	3,115 (3,062)	651	15	160,188 (145,394)	20,738 (19,714)	6,706	256

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のは「通老相当」に計上している。
 注2. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のは「通算退職年金」に計上している。
 注3. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 注4. 平成13年度は旧農林共済組合分を含まない。

② 平均年金月額

平成23年度末における厚生年金保険の老齢給付1人当たりの平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が15万2千円、通算老齢年金が5万6千円となっている（表24）。

表24 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)	(再掲)	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成19年度	161,059	169,553	83,576	56,860	105,595	89,129
20	158,806	167,618	83,526	56,710	105,703	88,874
21	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691
22	153,344	165,455	80,748	55,500	105,559	88,607
23	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 注2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
 注3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
 注4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。
 注5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、男子の老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成19年度から平成21年度は62歳までと63歳以降で、平成22年度以降は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られ、平成23年度においては63歳で10万5千円、64歳で17万3千円となっている（表25）。

表25 厚生年金保険 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成19年度	45.2	48.2	34.9	45.1	50.9	640.2
20	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9
21	41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9
22	40.2	57.4	60.7	63.9	52.3	713.0
23	37.7	51.3	59.1	61.9	65.1	740.2

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成19年度	102,371	104,169	109,287	184,747	186,996	195,817
20	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533
21	99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393
22	97,681	100,120	102,773	106,520	177,823	192,323
23	96,925	98,186	100,893	105,374	172,685	189,747

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成19年度と平成20年度は60歳までと61歳以降で、平成21年度以降は61歳までと62歳以降で大きな違いが見られ、平成23年度においては61歳で4万8千円、62歳で9万9千円となっている（表26）。

表26 厚生年金保険 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成19年度	17.6	18.7	13.4	17.3	19.5	308.5
20	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2
21	16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1
22	16.1	22.4	23.8	24.9	20.0	346.8
23	15.0	20.4	23.2	24.3	25.3	360.6

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成19年度	44,455	95,271	97,666	95,987	94,997	111,888
20	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760
21	46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681
22	46,733	47,035	98,422	96,132	92,533	111,670
23	47,235	47,634	99,438	97,508	94,136	110,945

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

表27は平成23年度末における老齢年金の受給権者の給付状況を示したものである。受給権者数は1,484万人、その平均年金月額は14万9千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は43万人増加し、平均年金月額は1千円の減少となっている。

表27 厚生年金保険 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移

年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成13年度	9,486	173 (162)	2,142	162 (159)	48	237	6,899	174 (160)	397	205
14	10,145	172 (160)	2,023	162 (158)	46	238	7,537	173 (159)	539	185
15	10,690	169 (159)	1,903	159 (156)	43	236	8,222	170 (158)	523	182
16	11,167	165 (156)	1,783	158 (156)	40	236	8,837	165 (154)	506	179
17	11,523	165 (156)	1,662	157 (155)	38	237	9,336	165 (155)	488	177
18	11,984	162 (154)	1,546	156 (153)	35	237	9,934	162 (153)	470	175
19	12,596	158 (149)	1,431	155 (152)	33	238	10,681	157 (147)	452	173
20	13,236	155 (146)	1,317	154 (151)	30	239	11,455	155 (145)	433	172
21	13,854	153 (144)	1,211	153 (151)	28	240	12,201	153 (143)	415	171
22	14,413	150 (141)	1,094	151 (149)	25	240	12,900	149 (139)	394	169
23	14,840	149 (140)	983	149 (147)	23	240	13,461	149 (138)	374	167

注1. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

2. ()内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

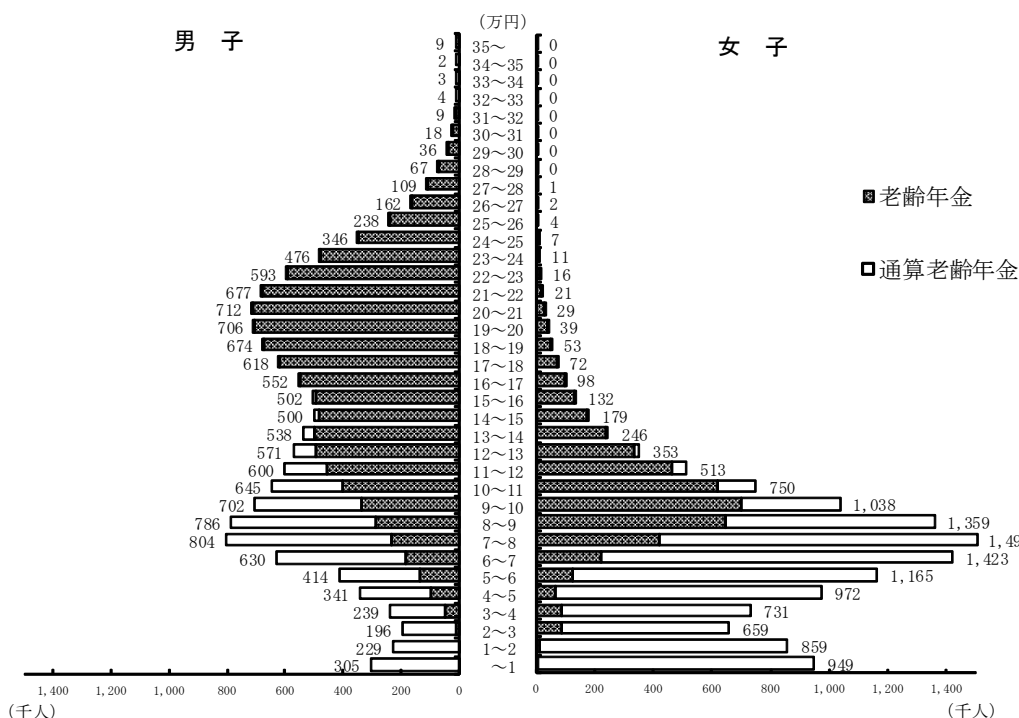
3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。

4. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成23年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図11である。男子は、通算老齢年金を中心に7万円台がピークとなる山と、老齢年金の20万円台がピークとなる山に分かれているが、女子では7万円台がピークとなっている。

図11 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（平成23年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

平成23年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表28、図12である。男子は、15～20万円が男子全体の29.9%を占めており、より詳細にみると20～21万円台をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が45.3%と半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円台をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

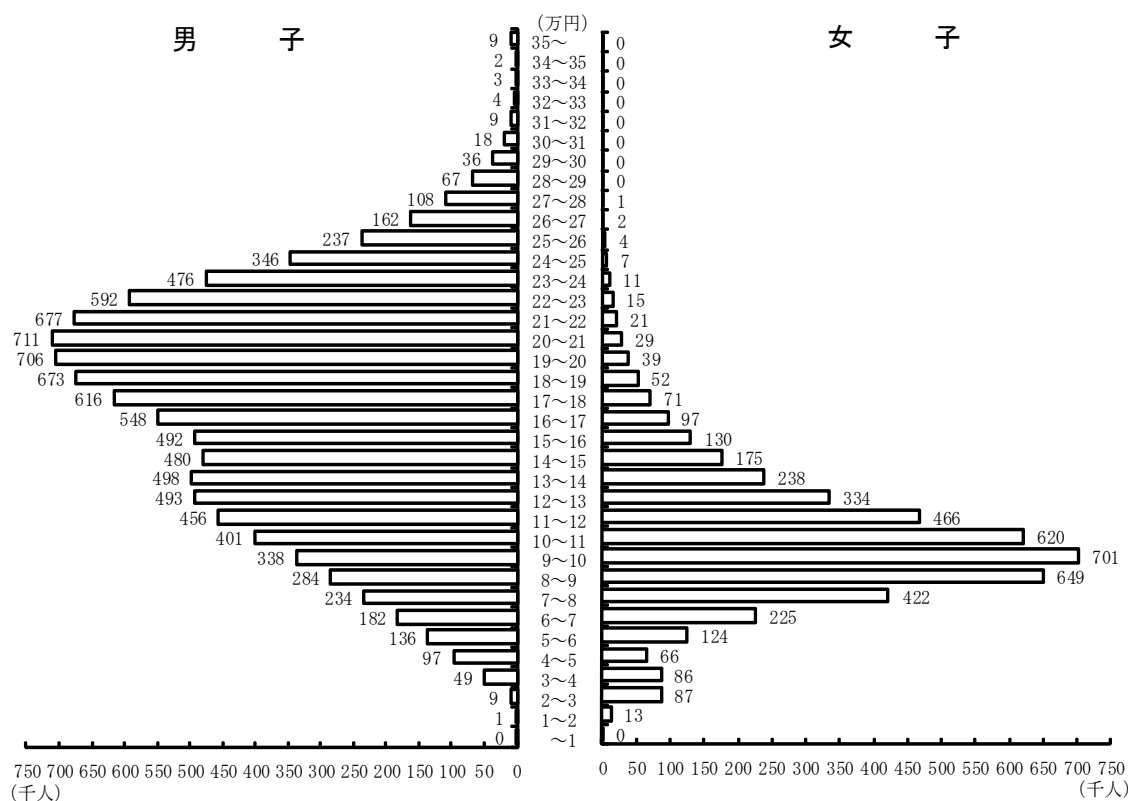
表28 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成23年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	14,840	100.0	10,153	100.0	4,687	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	408	2.7	156	1.5	252	5.4
5 ～ 10	3,295	22.2	1,174	11.6	2,121	45.3
10 ～ 15	4,162	28.0	2,329	22.9	1,833	39.1
15 ～ 20	3,425	23.1	3,036	29.9	389	8.3
20 ～ 25	2,885	19.4	2,802	27.6	83	1.8
25 ～ 30	619	4.2	612	6.0	8	0.2
30 ～	46	0.3	45	0.4	0	0.0
平均年金月額（円）	149,334		170,265		103,989	

注1. 年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図12 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成23年度末）



平成23年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢年金の受給権者の年金月額階級別の分布をみたものが表29、図13である。平成13年度から60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金における定額部分が段階的に引き上げられていることにより、男子は、月額5～10万円が47.0%を占めているが、より詳細にみると10～11万円台をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が60.3%を占めており、より詳細にみると2～3万円台をピークとして、年金月額が高くなるにつれて受給権者数が少なくなっている。

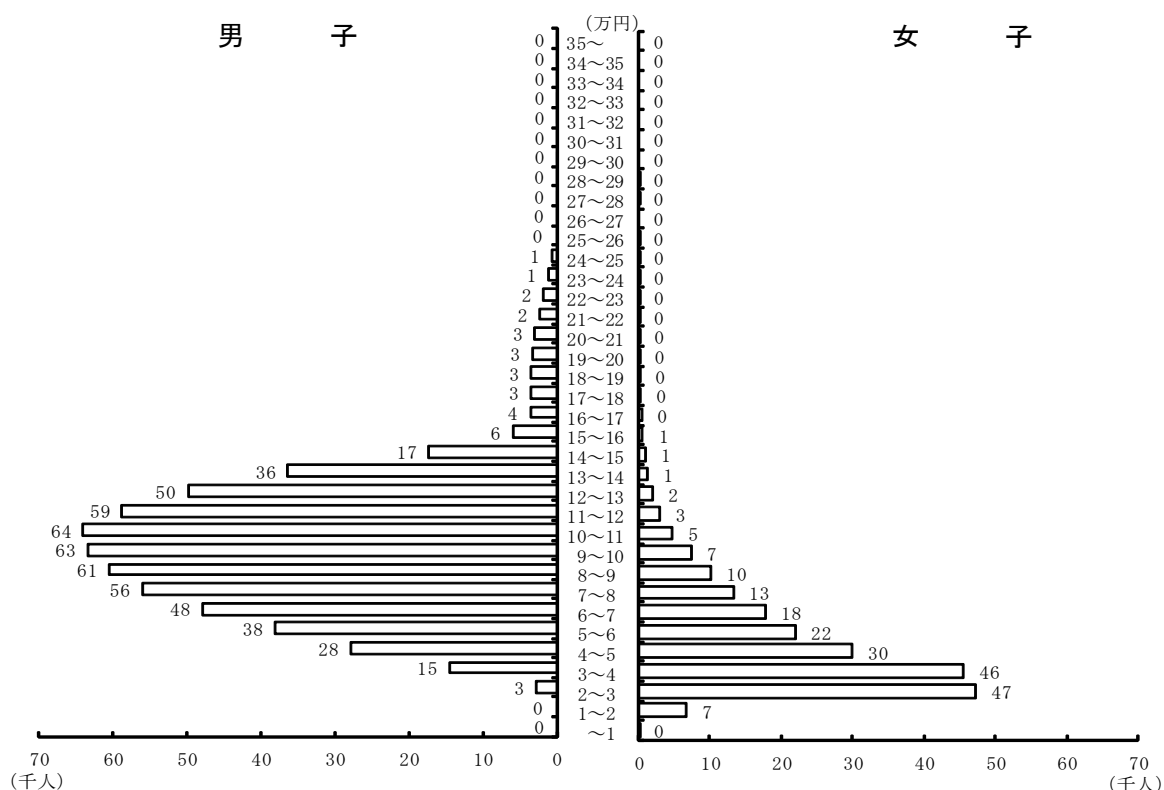
表29 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成23年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	782	100.0	567	100.0	215	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	175	22.4	45	8.0	130	60.3
5 ～ 10	337	43.1	266	47.0	71	33.0
10 ～ 15	239	30.5	226	39.9	12	5.7
15 ～ 20	22	2.8	20	3.5	2	0.9
20 ～ 25	9	1.1	9	1.5	0	0.1
25 ～ 30	0	0.1	0	0.1	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額（円）	84,335		96,995		51,019	

注1. 年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

注2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図13 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成23年度新規裁定）



④ 雇用保険

平成23年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は7万9千人、総停止年金額は657億円、平均停止月額額は7万円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は37万人、停止総額は466億円、平均停止月額額は1万1千円となっている（表30）。

表30 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

年度別	件数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成19年度	52,114	44,925	7,189	47,181,588	45,229,829	1,951,759	75,446	83,899	22,624
平成20年度	63,126	54,301	8,825	57,613,569	55,217,083	2,396,486	76,056	84,739	22,630
平成21年度	87,002	74,276	12,726	76,455,793	73,458,830	2,996,963	73,232	82,417	19,625
平成22年度	78,311	65,135	13,176	64,592,274	61,471,216	3,121,058	68,735	78,646	19,740
平成23年度	78,622	63,564	15,058	65,743,544	61,995,654	3,747,890	69,683	81,277	20,741

(失業給付) (年度末現在)

年度別	件数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成19年度	219,816	213,760	6,056	28,774,722	28,196,998	577,724	10,909	10,992	7,950
平成20年度	265,018	258,912	6,106	33,288,477	32,744,201	544,277	10,467	10,539	7,428
平成21年度	301,012	293,709	7,303	37,644,856	36,991,439	653,417	10,422	10,495	7,456
平成22年度	345,023	336,177	8,846	42,375,893	41,593,250	782,644	10,235	10,310	7,373
平成23年度	365,007	355,440	9,567	46,588,058	45,714,392	873,666	10,636	10,718	7,610

(高年齢雇用継続給付) (年度末現在)

⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

表31は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成23年度に分割された件数は1万8千件で、前年度と比べ4百件減少している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は8百件で、前年度と比べ4百件増加している。

表31 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数			(参考) 離婚件数
		離婚分割	3号分割のみ	
平成19年度	8,586 件	8,586 件	・	260,063 組
平成20年度	13,105 件	13,072 件	33 件	256,515 組
平成21年度	15,004 件	14,850 件	154 件	257,472 組
平成22年度	18,674 件	18,282 件	392 件	250,599 組
平成23年度	18,231 件	17,462 件	769 件	241,370 組

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金の分割を行うことをいう。
 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割を行うことをいう。
 注3. 平成20年度以降の離婚分割に伴う保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
 注4. 離婚件数は、「人口動態統計速報（平成24年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図14は平成23年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第1号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）共に40～44歳の割合が最も高くなっている。

図14 離婚分割者の年齢構成（平成23年度）

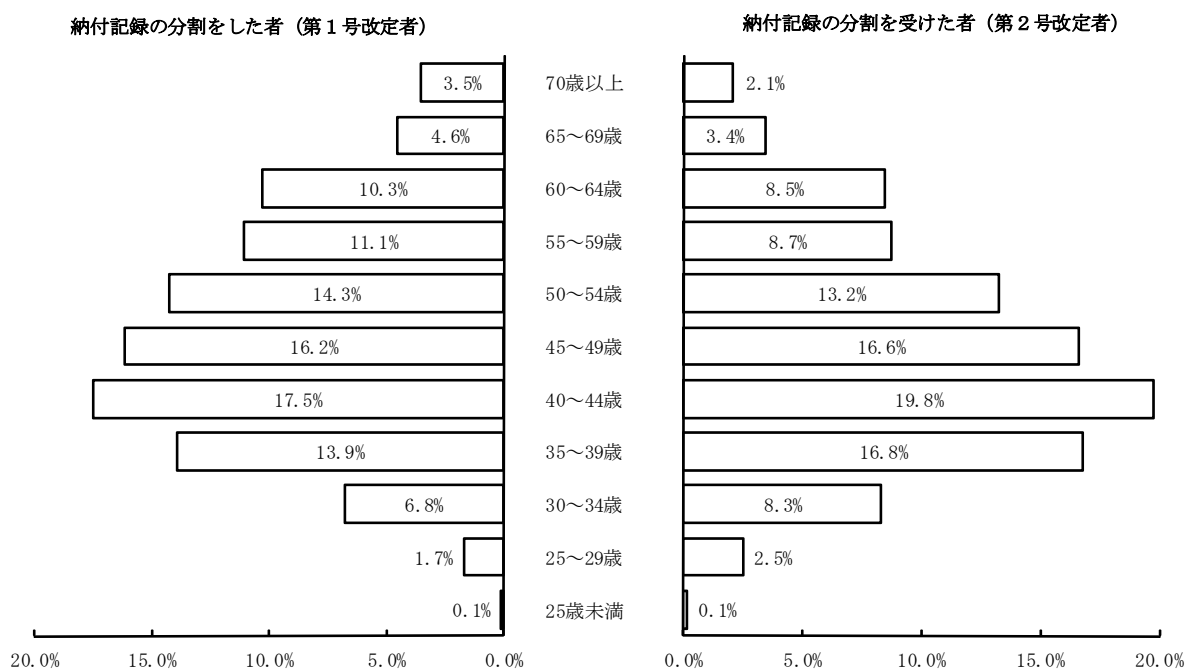


表32は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成23年度では10～15年の割合が18.5%と最も高くなっている。

表32 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成19年度	2.7%	8.5%	12.5%	13.5%	16.4%	14.7%	13.1%	10.6%	7.8%
平成20年度	3.6%	11.6%	15.6%	15.4%	15.6%	13.6%	10.5%	8.1%	6.0%
平成21年度	3.9%	12.1%	16.4%	16.2%	15.6%	12.8%	10.3%	7.4%	5.3%
平成22年度	4.0%	12.7%	17.1%	17.5%	15.5%	12.9%	8.7%	6.8%	4.8%
平成23年度	3.8%	13.8%	18.5%	17.7%	14.5%	12.8%	7.8%	6.5%	4.7%

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表33は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は50%が95.1%を占めており、離婚分割の按分割合はほとんどの場合50%となっている。

表33 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成19年度	0.1%	0.2%	0.9%	2.4%	4.6%	91.9%
平成20年度	0.1%	0.1%	0.7%	2.0%	3.3%	93.8%
平成21年度	0.0%	0.2%	0.7%	2.0%	3.1%	94.0%
平成22年度	0.0%	0.1%	0.6%	1.7%	3.0%	94.5%
平成23年度	0.0%	0.1%	0.6%	1.7%	2.5%	95.1%

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表34は受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金額等の推移を示したものである。平成23年度では第1号改定者においては改定前14万1千円、改定後10万9千円、第2号改定者においては改定前4万5千円、改定後7万7千円となっており、変動差はそれぞれ3万2千円と3万3千円となっている。

表34 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金額(円)			件数 (人)	平均年金額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成19年度	1,758	173,354	130,267	△ 43,087	1,291	42,045	82,318	40,273
平成20年度	2,515	154,757	120,049	△ 34,708	1,813	48,712	82,966	34,254
平成21年度	3,099	146,980	115,626	△ 31,353	2,199	49,185	80,523	31,337
平成22年度	3,354	144,425	110,896	△ 33,529	2,336	46,054	79,679	33,625
平成23年度	3,068	140,756	108,795	△ 31,961	2,112	44,620	77,134	32,513

注1. 平均年金額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金額を含む。

2. 3号分割に係る改定額を含む。

＜3号分割のみの年金分割に係る状況＞

図15は平成23年度における3号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（特定被保険者）及び納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）共に、35～39歳の割合が最も高くなっている。

図15 3号分割のみ改定者の年齢構成（平成23年度）

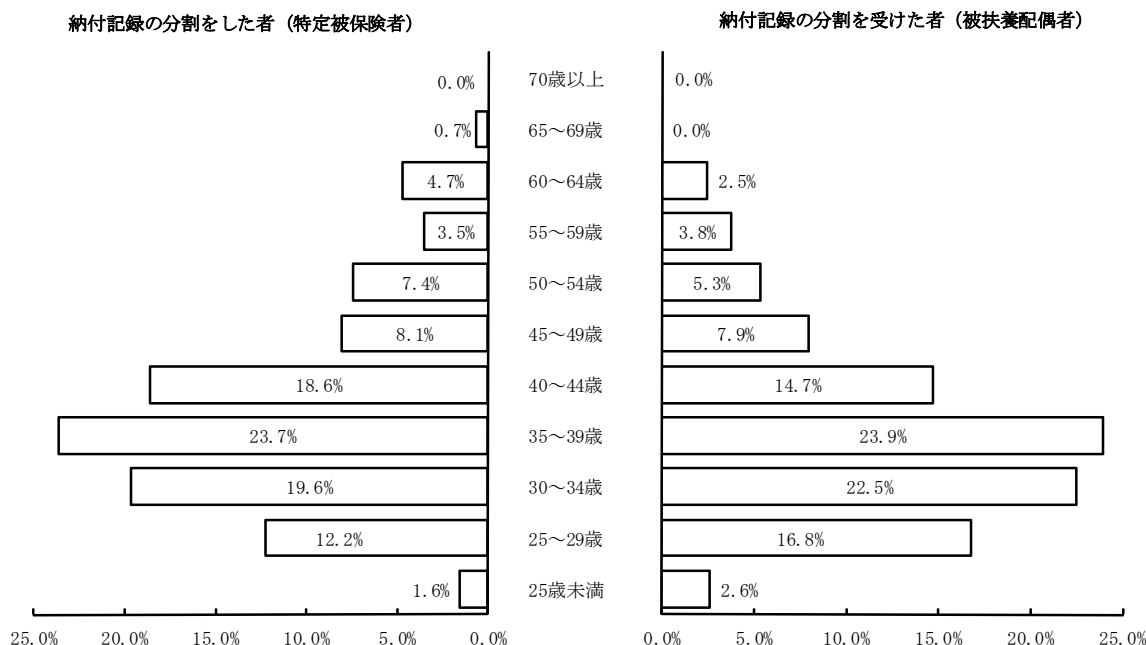


表35は3号分割のみの分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成23年度では2～3年（35.0%）の割合が最も高くなっている。

表35 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

	分割対象期間			
	以上 未満	1年 ～1年	2年 ～2年	3年 ～3年
平成20年度	100.0%			
平成21年度	35.7%	64.3%		
平成22年度	24.5%	36.2%	39.3%	
平成23年度	9.9%	29.5%	35.0%	25.6%

表36は受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額状況を示したものである。平成23年度では男子においては改定前9万1千円、改定後8万9千円、女子においては改定前1万9千円、改定後2万1千円となっている。

表36 3号分割のみ改定者 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子				女 子			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	15	90,311	89,261	△ 1,050	10	17,067	17,879	812
平成23年度	28	91,199	88,731	△ 2,468	13	18,650	20,574	1,924

注：平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(4) 収支状況

平成23年度決算における年金特別会計厚生年金勘定の収支状況を示したものが表37、図16である。

収入のうち、保険料収入は23兆4,699億円、国庫負担（一般会計からの受入）は8兆4,992億円であり、基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が32兆6,080億円、実質的な支出総額が37兆5,420億円となっており、収支差引残は4兆9,341億円の不足となっている。

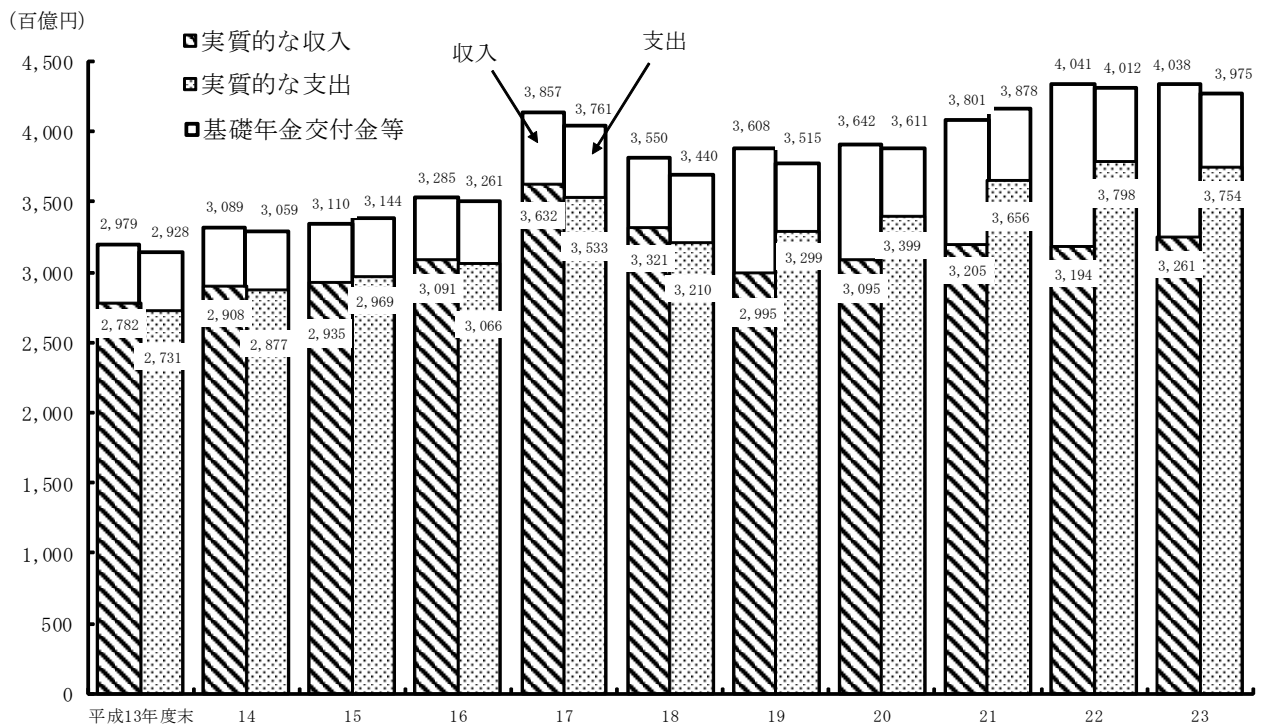
表37 厚生年金保険の実質的な収支状況の推移

(単位：億円)

	収入合計 (実質)	再掲		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成19年度	299,463	219,691	51,659	329,875	△ 30,412
20	309,480	226,905	54,323	339,860	△ 30,380
21	320,463	222,409	77,983	365,599	△ 45,136
22	319,356	227,252	84,326	379,804	△ 60,448
23	326,080	234,699	84,992	375,420	△ 49,341

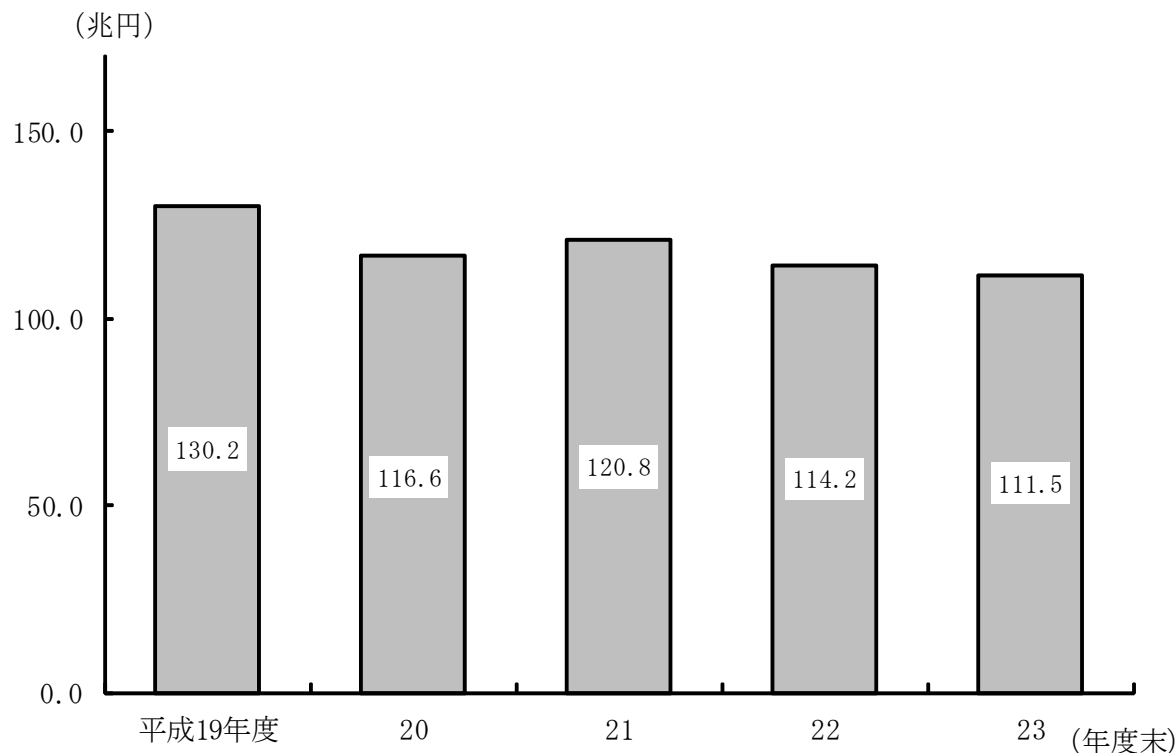
注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図16 厚生年金保険 収支状況の推移



平成23年度末の時価ベースの厚生年金保険の積立金残高は、111兆5千億円となり、前年度末から2兆7千億円の減少となっている（図17）。

図17 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、厚生年金保険の実質的な収支状況における当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成19年度△3.54%、平成20年度△6.83%、平成21年度7.54%、平成22年度△0.26%、平成23年度2.17%である。なお、平成20年度までは、財務省財政融資資金への預託分を含む（出所：「平成23年度 年金積立金運用報告書」）。

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

① 被保険者数

平成23年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,904万人（男子973万人、女子931万人）、第3号被保険者が978万人（男子11万人、女子967万人）となっている。

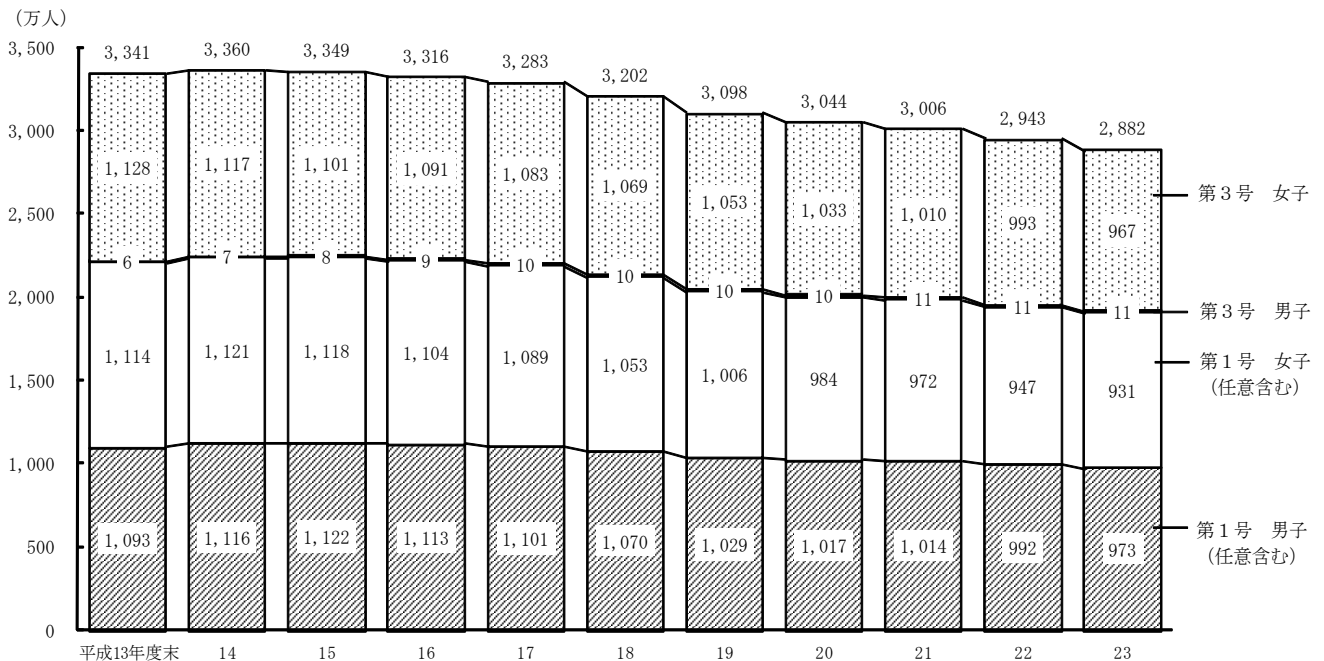
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は34万人、第3号被保険者は27万人の減少となっている（表38、図18）。

表38 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)			第1号被保険者						任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子			
平成13年度	22,074	10,932	11,141	21,775	10,856	10,919	299	76	223	11,334	57	11,277			
14	22,368	11,156	11,212	22,064	11,077	10,988	304	79	224	11,236	70	11,166			
15	22,400	11,217	11,183	22,077	11,130	10,947	323	86	236	11,094	80	11,014			
16	22,170	11,133	11,036	21,828	11,040	10,788	342	93	249	10,993	88	10,905			
17	21,903	11,010	10,893	21,576	10,920	10,656	327	90	237	10,922	96	10,827			
18	21,230	10,696	10,535	20,911	10,606	10,305	320	90	230	10,789	99	10,690			
19	20,354	10,292	10,062	20,015	10,194	9,821	339	98	241	10,628	100	10,528			
20	20,007	10,170	9,837	19,661	10,068	9,593	346	102	244	10,436	104	10,333			
21	19,851	10,135	9,716	19,507	10,030	9,477	344	105	239	10,209	110	10,099			
22	19,382	9,915	9,467	19,038	9,808	9,230	345	107	237	10,046	114	9,932			
23	19,044	9,730	9,314	18,717	9,624	9,093	327	106	222	9,778	111	9,667			

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移



平成23年度末における保険料全額免除者数は568万人（法定免除者数131万人、申請全額免除者数230万人、学生納付特例者数169万人、若年納付猶予者数39万人）となり、第1号被保険者数（任意加入を含まない）に占める割合は30.4%（法定免除7.0%、申請全額免除12.3%、学生納付特例9.0%、若年者納付猶予2.1%）で、前年度末と比較して1.4ポイント上昇している。

また、保険料申請一部免除者数は46万人で、前年度末に比べて2万人増加している。第1号被保険者数（任意加入を含まない）に占める割合は2.5%で、前年度末に比べて0.2ポイント上昇している（表39、図19）。

表39 国民年金 保険料全額免除者数、申請一部免除者数の推移

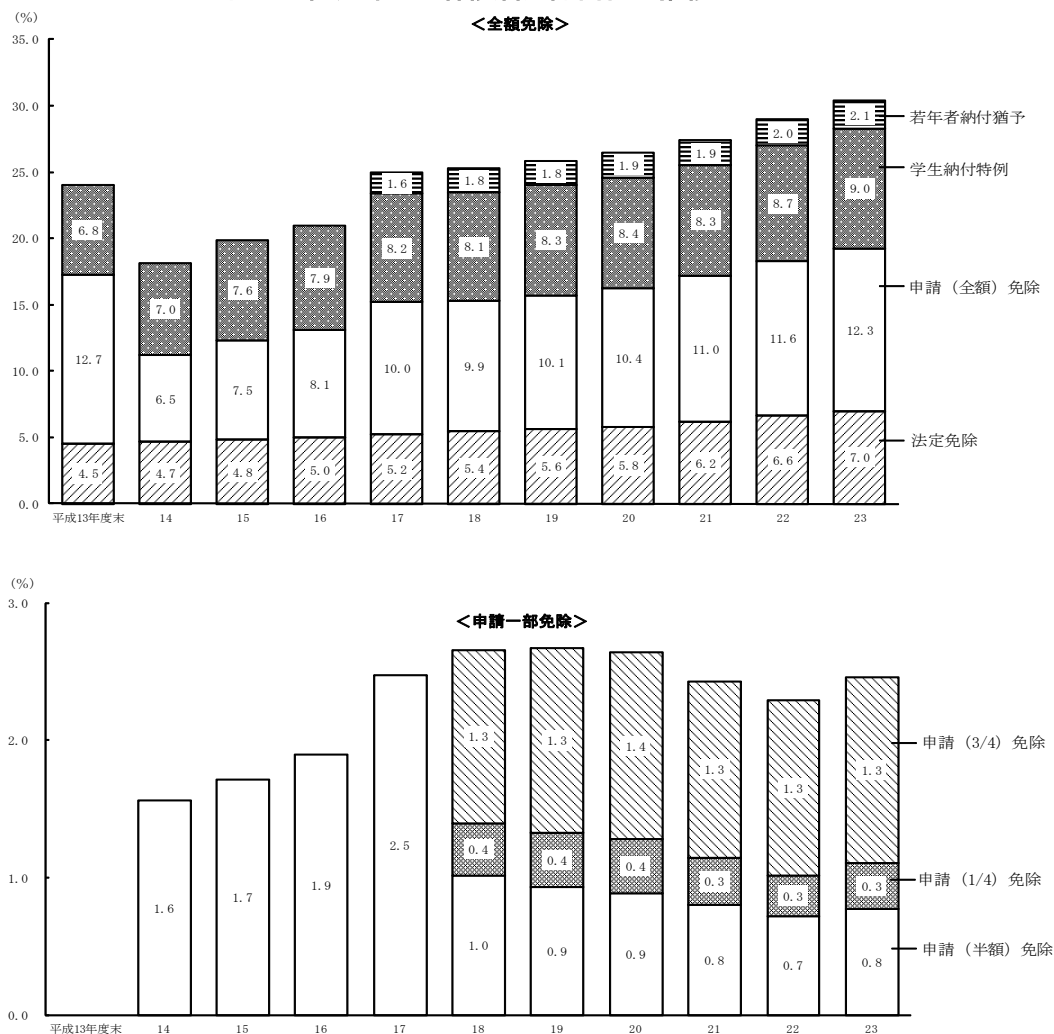
（年度末現在）

年 度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（%）					保険料申請一部免除者数（千人）				
	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	法定免除	申請（全額）免除	学生納付特例	若年者納付猶予	合 計	申請一部免除割合（%）	申請（3/4）免除	申請（半額）免除	申請（1/4）免除
平成13年度	5,235	990	2,770	1,476	・	17.3	4.5	12.7	6.8	・	・	・	・	・	・
14	4,002	1,028	1,437	1,537	・	11.2	4.7	6.5	7.0	・	344	1.6	・	344	・
15	4,388	1,062	1,649	1,676	・	19.9	4.8	7.5	7.6	・	378	1.7	・	378	・
16	4,582	1,093	1,762	1,728	・	21.0	5.0	8.1	7.9	・	414	1.9	・	414	・
17	5,383	1,126	2,156	1,760	341	24.9	5.2	10.0	8.2	1.6	533	2.5	・	533	・
18	5,281	1,135	2,069	1,703	373	25.3	5.4	9.9	8.1	1.8	556	2.7	264	213	79
19	5,173	1,129	2,017	1,657	369	25.8	5.6	10.1	8.3	1.8	535	2.7	270	187	78
20	5,209	1,144	2,043	1,651	371	26.5	5.8	10.4	8.4	1.9	518	2.6	267	175	77
21	5,350	1,203	2,146	1,627	374	27.4	6.2	11.0	8.3	1.9	474	2.4	250	156	67
22	5,513	1,263	2,215	1,659	376	29.0	6.6	11.6	8.7	2.0	436	2.3	243	137	56
23	5,684	1,306	2,300	1,685	393	30.4	7.0	12.3	9.0	2.1	460	2.5	253	145	62

注1. 全額免除割合とは、保険料全額免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合である。

注2. 申請一部免除割合は、申請（3/4、半額及び1/4）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合である。

図19 国民年金 保険料免除割合の推移



② 資格取得の状況

平成23年度の資格取得者の第1号被保険者に対する割合は24.8%となっている。第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い傾向にある(表40)

表40 国民年金 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数の推移

(単位：万人)

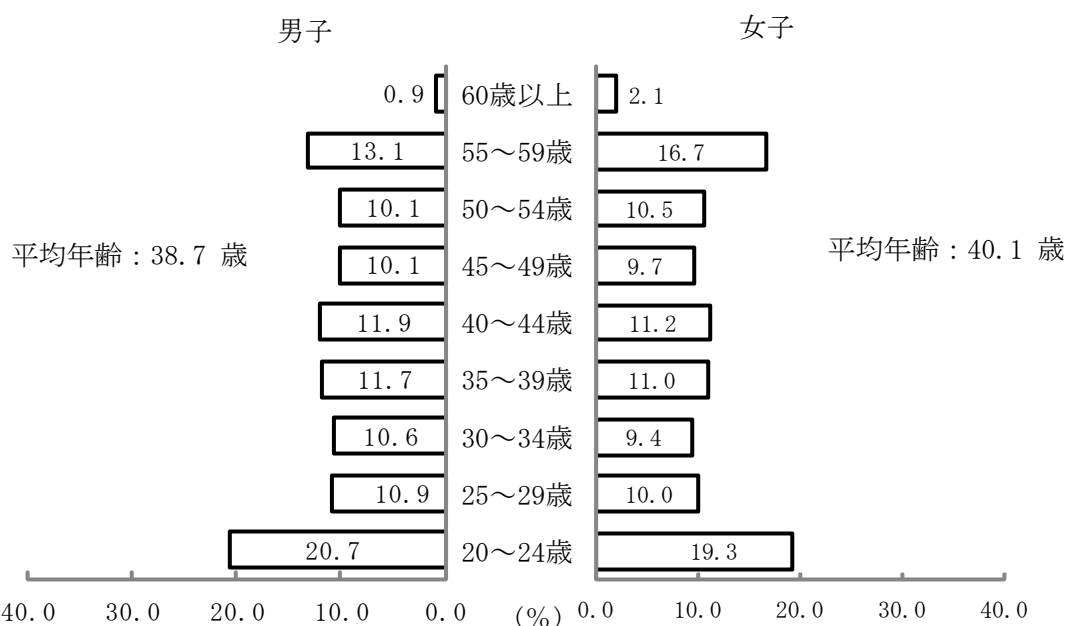
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号から の移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成19年度	2,035	541	26.6	339	73	114	58	56
20	2,001	540	27.0	342	73	111	56	55
21	1,985	510	25.7	321	72	105	54	51
22	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50
23	1,904	472	24.8	282	77	106	57	49

注. 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

③ 年齢構成

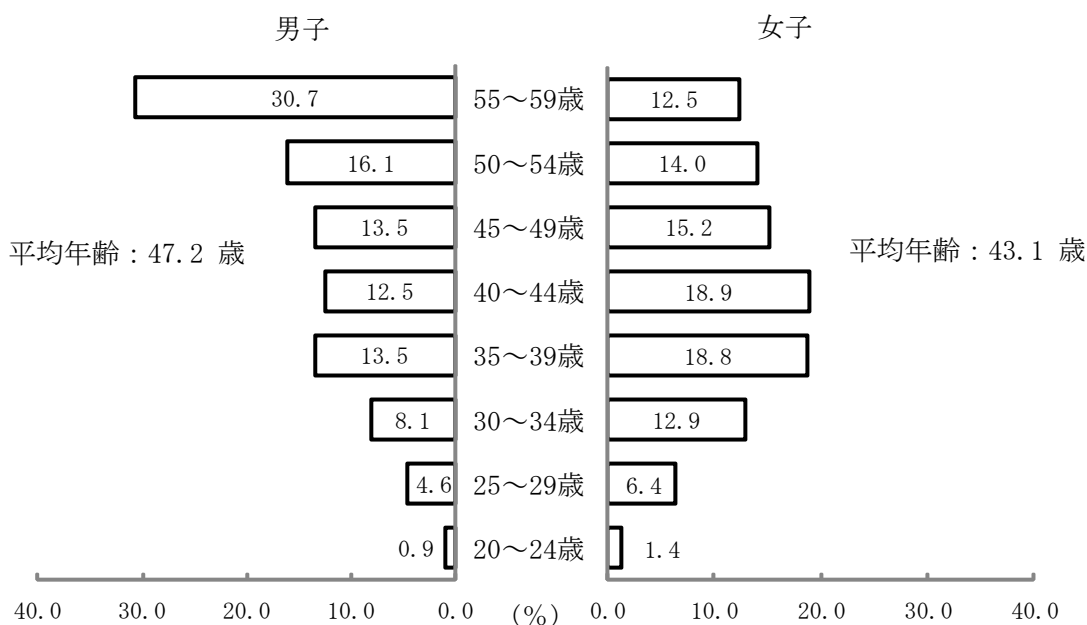
平成23年度末の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)では、男女共に20~24歳の割合が最も高く、次いで55~59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55~59歳、女子は40~44歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.7歳、女子は40.1歳となっている。(図20、図21)。

図20 国民年金 第1号被保険者の年齢構成 (平成23年度末)



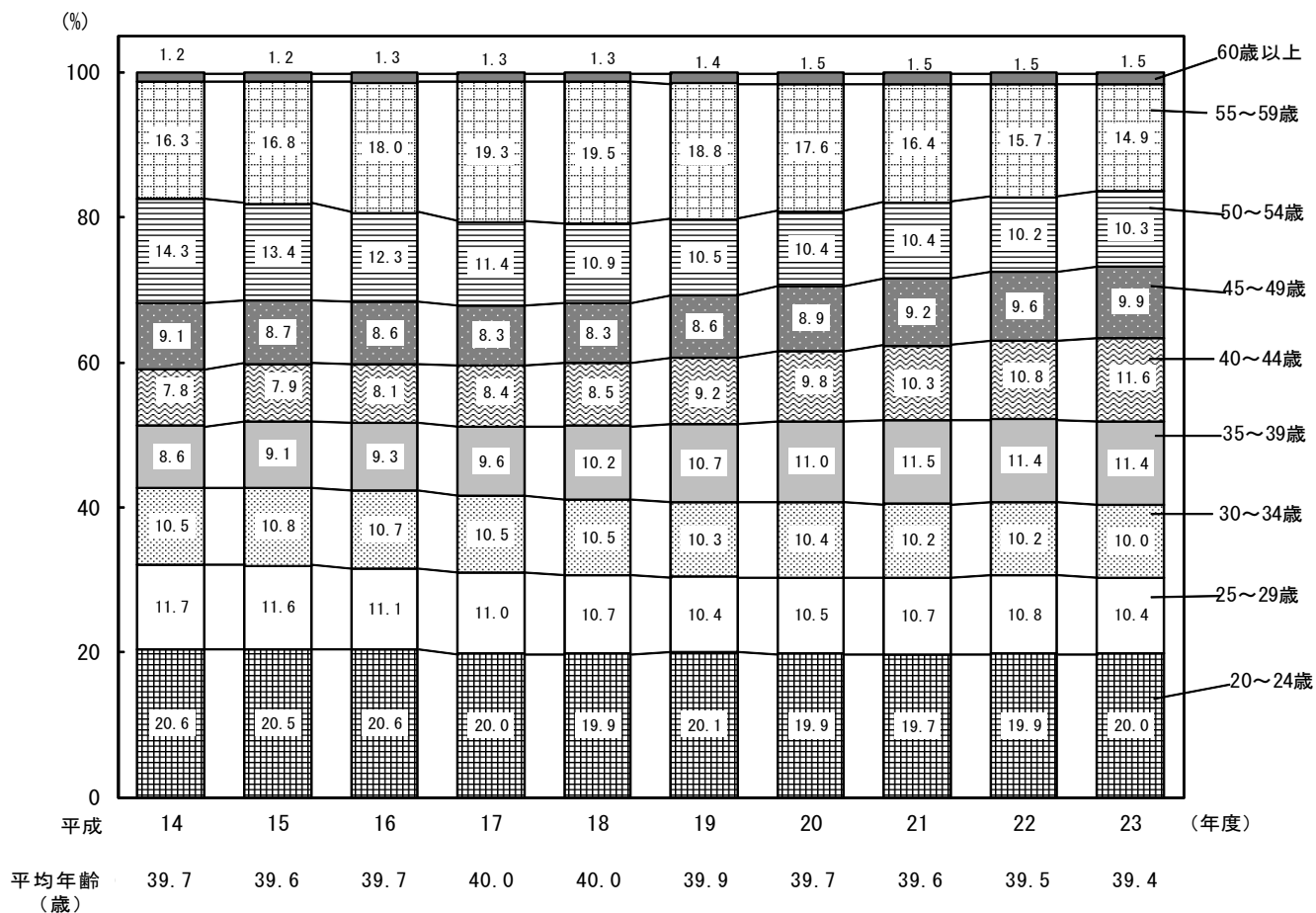
注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図21 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（平成23年度末）



第1号被保険者の年齢構成の推移をみると、いずれの年度でも20～24歳の割合が最も高く、次に55～59歳の割合が高くなっている(図22)。

図22 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移



注1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。
 注2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

④ 保険料の納付状況

平成23年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度から637万月分(3.8%)の減少、納付月数が前年度に比べ485万月分(4.9%)の減少となった結果、納付率は58.6%となり、前年度の59.3%から0.7ポイントの低下となっている。

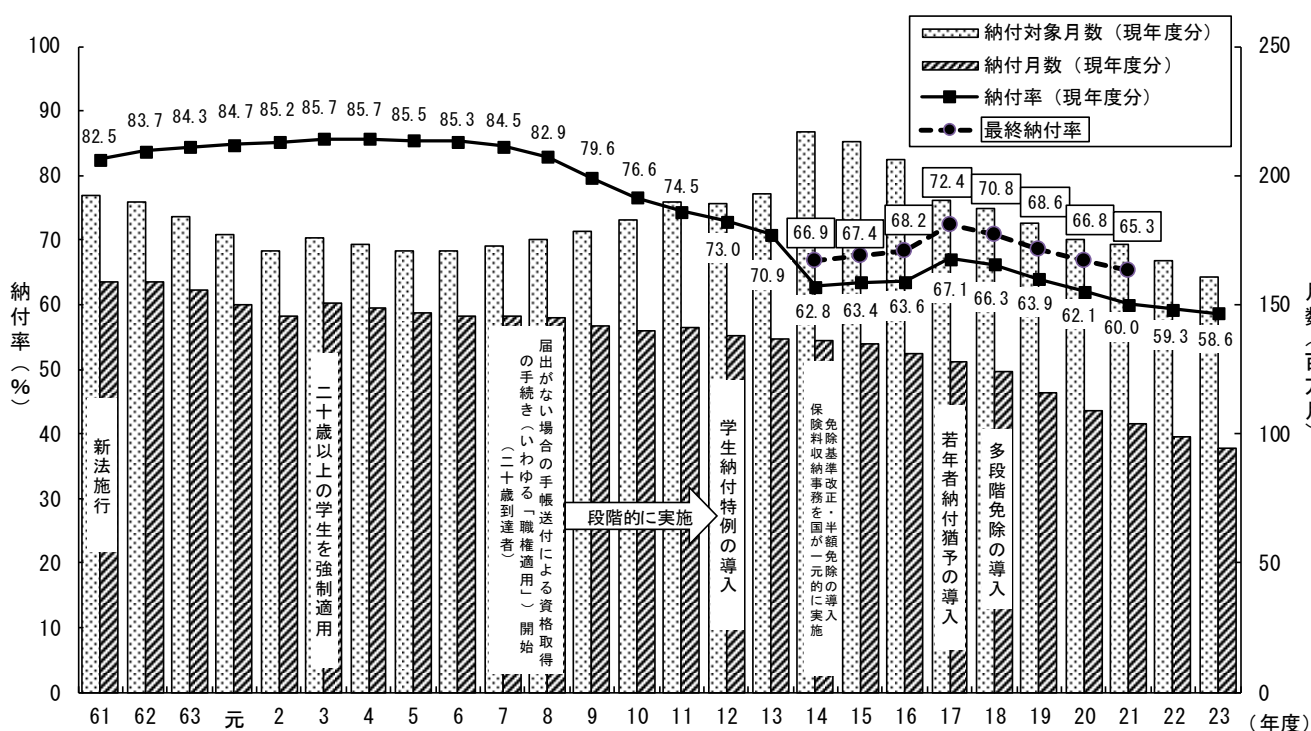
また、平成23年度までに過年度分として納付された保険料を加えた平成21年度分の最終納付率は65.3%となっている(表41、図23)。

表41 国民年金 納付対象月数及び納付月数の推移(現年度分)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
納付対象月数	18,153 (△ 2.9)	17,522 (△ 3.5)	17,308 (△ 1.2)	16,679 (△ 3.6)	16,042 (△ 3.8)
納付月数	11,609 (△ 6.4)	10,873 (△ 6.3)	10,381 (△ 4.5)	9,893 (△ 4.7)	9,407 (△ 4.9)

注. 納付対象月数及び納付月数の()内数値は、対前年度比(%)である。

図23 国民年金 納付率等の推移



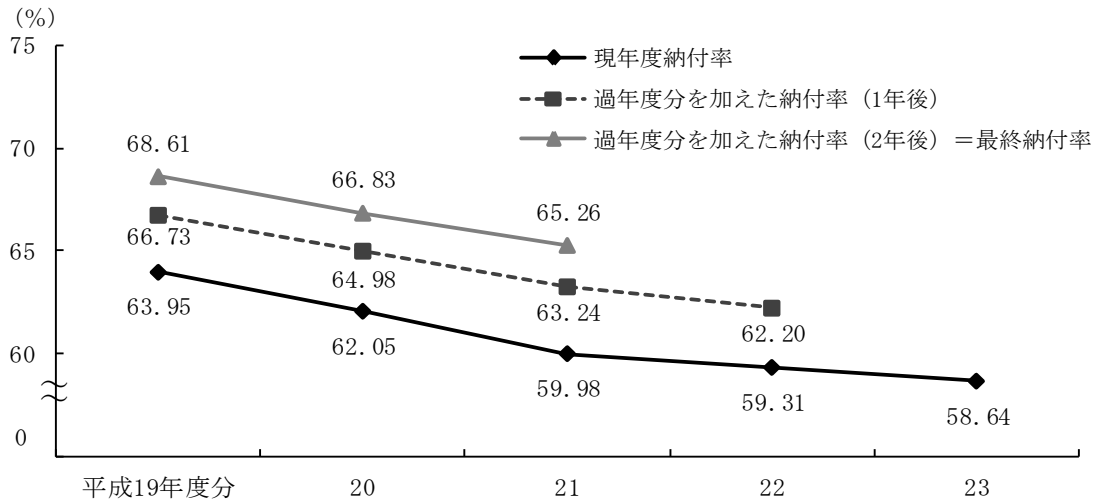
注1. 「納付率」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数、学生納付特例月数、若年者納付猶予月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

過年度分保険料を加えた納付率の年度推移は、平成21年度分保険料については65.26%、平成22年度分保険料については62.20%となり、前年度末現在における納付率と比較して、それぞれ2.02ポイントの伸び、2.89ポイントの伸びとなっている（図24）。

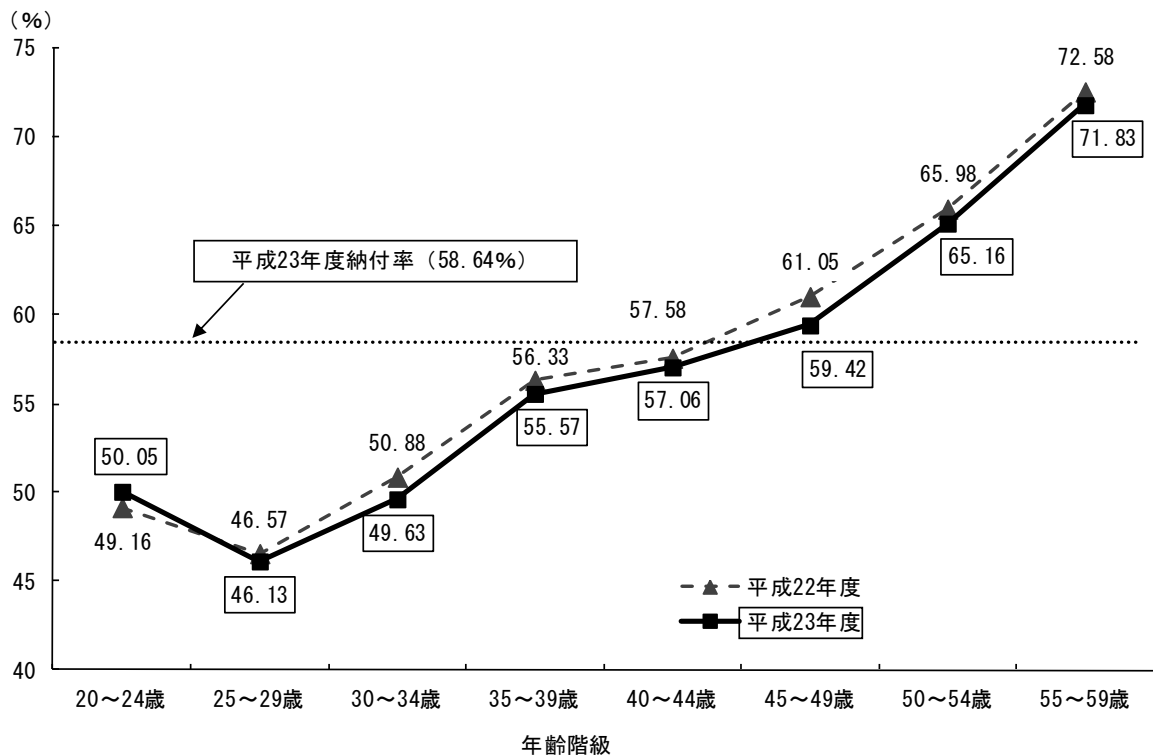
図24 国民年金納付率の推移



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。
2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度納付率（1年後）」とは翌年度までに、同じく「過年度納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

平成23年度の納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、20～24歳階級を除くすべての年齢階級において納付率が低下している（図25）。

図25 国民年金納付率（現年度分）の年齢階級別状況

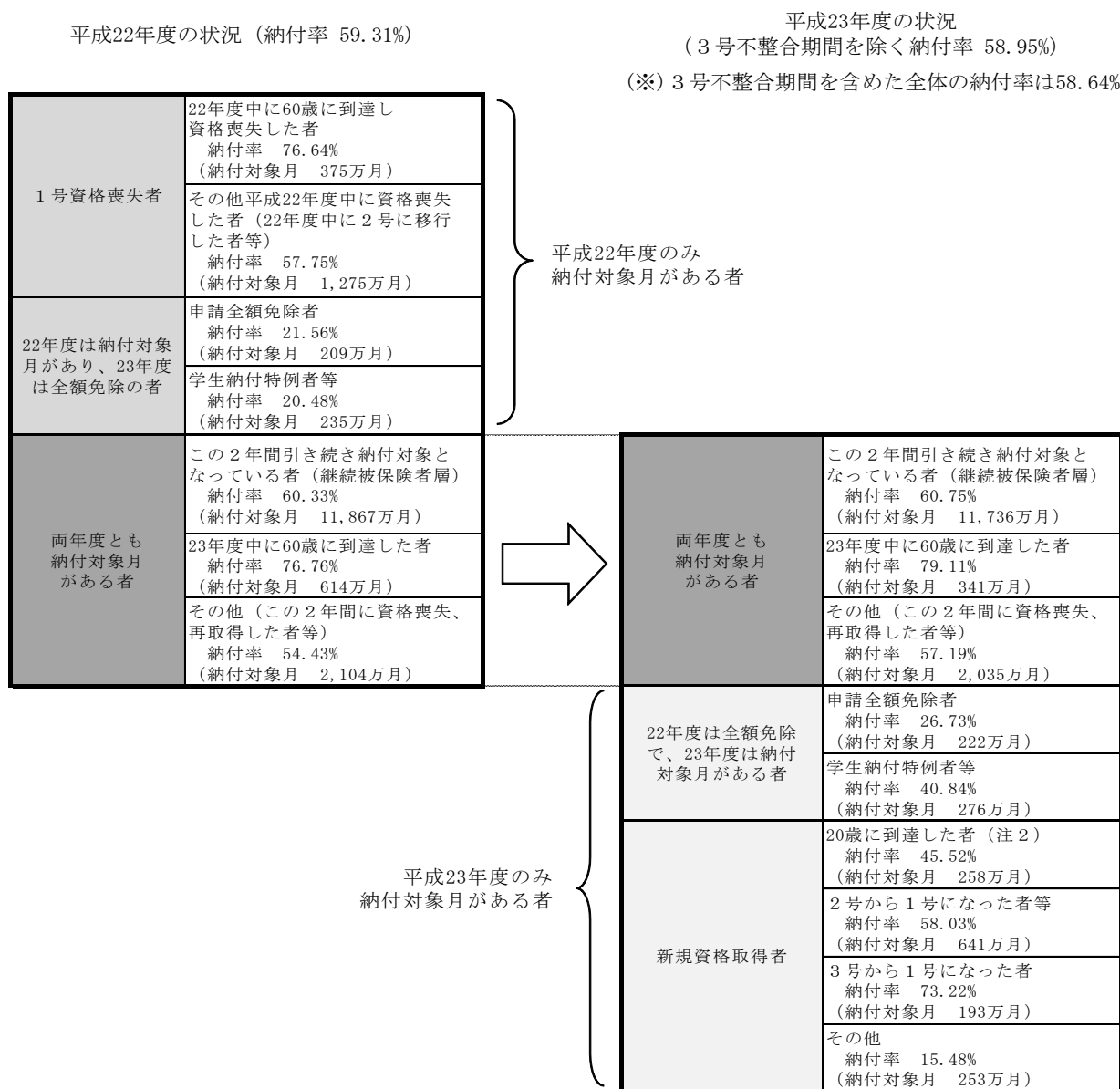


⑤ 納付率の変化要因

平成23年度の3号不整合期間（注1）を除く納付率（現年度分）は58.95%となり、これと前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、図26のとおりとなっている。

- 納付対象月数が全体の約7割を占める「この2年間引き続き納付対象となっている者」の平成23年度の納付率は60.75%と前年度に比べて0.42ポイント上昇している。
- 「22年度は全額免除者で、23年度は納付対象月がある者」の納付率や、「3号から1号になった者」以外の新規資格取得者の納付率は、全体と比べて低い。

図26 国民年金 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化



注1. 第3号被保険者不整合記録（※）問題への対応として、平成23年11月から、直近2年間に不整合記録を有している者に対し、種別変更の勸奨状を送付し、届出がない場合は職権による種別変更を行っている。「3号不整合期間」とは、第3号被保険者不整合記録となっていた期間及びその後連続して国民年金保険料の納付対象となっている期間をいう。

（※）第3号被保険者が第1号被保険者になった場合の届出がされていないため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として管理されている年金記録。

2. 20歳に到達した者について、手帳送付者の納付率が21.58%（納付対象月 157万月）、それ以外の者の納付率は82.73%（納付対象月 101万月）となっている。

3. 被保険者属性別の納付率及び納付対象月には、「3号不整合期間」を含まない。

平成23年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化△0.67ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、表42のとおりとなっている。

- この2年間引き続き納付対象となっている者による影響・・・・・・・・・・+0.33ポイント
- 22年度は申請全額免除者で、23年度は納付対象月がある者による影響・・・・・・・・△0.45ポイント
- 22年度は学生納付特例者等で、23年度は納付対象月がある者による影響・・・・・・・・△0.32ポイント
- 3号不整合期間による影響・・・・・・・・△0.31ポイント

表42 国民年金 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				△ 1.38	0.71	△ 0.67
被 保 険 者 属 性	平成22年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	22年度中に60歳に 到達した者	△ 0.39	.	△ 0.39
			その他22年度中に 資格喪失した者	0.12	.	0.12
		22年度は納付対象月があり、 23年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.47	.	0.47
			学生納付特例者等	0.55	.	0.55
	両年度とも 納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者		0.02	0.31	0.33
		23年度中に60歳に到達した者		△ 0.27	0.05	△ 0.22
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		△ 0.00	0.35	0.35
	平成23年度のみ 納付対象月がある者	22年度は全額免除で、 23年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	△ 0.45	.	△ 0.45
			学生納付特例者等	△ 0.32	.	△ 0.32
		新規資格取得者	20歳に到達した者	△ 0.22	.	△ 0.22
			2号から1号に なった者等	△ 0.05	.	△ 0.05
			3号から1号に なった者	0.17	.	0.17
			その他	△ 0.69	.	△ 0.69
	3号不整合期間				△ 0.31	.

注. 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成23年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（△0.67ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

⑥ 都道府県別の保険料納付状況

平成23年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、昨年度同様、島根、新潟、福井となっている。反対に低かった下位3県は、昨年度同様、沖縄、大阪、福岡となっている。

前年度の納付率との変化に着目すると、納付率は岡山県をはじめとする12県では上昇し、それ以外の都道府県では低下している。

納付率の低下幅が大きかった下位3県は、神奈川、山梨、長野となっている。

表43 国民年金 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成22年度（現年度分）				平成23年度（現年度分）				納付率の変化		全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	（%）	順位	（%）	順位
全 国	16,679	9,893	59.31		16,042	9,407	58.64		△ 0.67		△ 0.67	
北海道	666	388	58.24	34	636	369	58.01	33	△ 0.23	18	△ 0.01	33
青森県	190	108	56.69	40	178	101	56.76	39	0.06	12	0.00	8
岩手県	165	108	65.46	17	153	100	65.19	15	△ 0.27	20	△ 0.00	21
宮城県	314	179	56.90	39	297	170	57.13	37	0.22	7	0.00	4
秋田県	126	86	68.23	8	117	79	67.69	7	△ 0.54	31	△ 0.01	28
山形県	140	97	69.39	5	131	90	69.17	4	△ 0.22	17	△ 0.00	19
福島県	251	147	58.33	33	226	134	59.02	31	0.69	2	0.01	2
茨城県	447	253	56.56	41	427	240	56.21	40	△ 0.34	22	△ 0.01	32
栃木県	288	165	57.17	37	277	156	56.19	41	△ 0.97	39	△ 0.02	36
群馬県	284	179	62.94	21	272	168	61.87	26	△ 1.07	42	△ 0.02	39
埼玉県	1,045	590	56.53	42	1,017	566	55.67	42	△ 0.85	35	△ 0.06	43
千葉県	874	508	58.11	36	854	487	57.03	38	△ 1.09	43	△ 0.06	44
東京都	2,104	1,182	56.17	43	2,073	1,143	55.11	44	△ 1.06	41	△ 0.15	47
神奈川県	1,227	723	58.93	32	1,211	697	57.53	34	△ 1.40	47	△ 0.11	46
新潟県	273	193	70.81	2	257	182	70.67	2	△ 0.15	15	△ 0.01	29
富山県	117	81	69.43	4	110	76	69.11	5	△ 0.31	21	△ 0.00	17
石川県	135	93	68.70	6	128	88	68.64	6	△ 0.06	14	△ 0.00	13
福井県	89	62	70.25	3	83	58	69.77	3	△ 0.49	28	△ 0.00	18
山梨県	118	77	65.79	14	114	73	64.46	18	△ 1.33	46	△ 0.01	34
長野県	263	181	68.64	7	253	171	67.51	9	△ 1.14	45	△ 0.02	38
岐阜県	273	185	67.87	9	259	175	67.61	8	△ 0.26	19	△ 0.01	27
静岡県	496	314	63.43	20	474	299	63.06	20	△ 0.37	24	△ 0.01	35
愛知県	959	597	62.28	24	924	572	61.93	25	△ 0.35	23	△ 0.02	40
三重県	230	151	65.71	15	218	143	65.69	12	△ 0.02	13	△ 0.00	14
滋賀県	161	106	65.80	13	154	101	65.30	14	△ 0.51	29	△ 0.01	22
京都府	323	197	61.03	29	313	188	60.10	30	△ 0.93	37	△ 0.02	37
大阪府	1,160	586	50.54	46	1,125	559	49.68	46	△ 0.86	36	△ 0.07	45
兵庫県	666	387	58.13	35	644	369	57.29	35	△ 0.85	34	△ 0.03	42
奈良県	178	112	62.86	22	170	106	62.38	22	△ 0.49	27	△ 0.01	24
和歌山県	133	90	67.69	10	126	84	67.14	10	△ 0.55	32	△ 0.01	23
鳥取県	65	41	64.26	18	61	39	64.63	17	0.38	5	0.00	9
島根県	67	48	70.85	1	63	45	71.36	1	0.52	3	0.00	11
岡山県	203	126	61.97	26	190	120	63.02	21	1.05	1	0.01	1
広島県	323	205	63.64	19	307	196	63.77	19	0.14	10	0.00	6
山口県	149	98	65.54	16	140	92	65.65	13	0.12	11	△ 0.00	12
徳島県	89	55	61.98	25	83	52	62.37	23	0.39	4	0.00	7
香川県	109	72	65.90	12	103	67	64.91	16	△ 0.99	40	△ 0.01	30
愛媛県	162	107	66.18	11	153	100	65.71	11	△ 0.47	26	△ 0.01	26
高知県	90	55	61.60	28	85	52	61.78	27	0.18	9	0.00	10
福岡県	573	320	55.80	45	550	302	54.86	45	△ 0.94	38	△ 0.03	41
佐賀県	102	64	62.57	23	96	59	62.13	24	△ 0.45	25	△ 0.00	16
長崎県	179	100	55.84	44	170	94	55.23	43	△ 0.61	33	△ 0.01	25
熊本県	234	142	60.45	30	220	133	60.29	29	△ 0.16	16	△ 0.00	15
大分県	116	71	61.61	27	110	66	60.49	28	△ 1.13	44	△ 0.01	31
宮崎県	138	82	59.18	31	129	76	58.67	32	△ 0.51	30	△ 0.00	20
鹿児島県	186	106	56.96	38	174	100	57.19	36	0.22	8	0.00	5
沖縄県	200	76	37.77	47	188	72	38.14	47	0.37	6	0.01	3

注。「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成23年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（△0.67ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成23年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない。）の受給者数は2,912万人となっており、前年度末と比べると78万人の増加となっている。年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が85万人、障害年金が3万人の増加となっている一方、通算老齢年金（旧法）が9万人、遺族年金が2千人の減少となっている（表44、表45）。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,627万人（受給者数の90.2%）、通算老齢年金（旧法）が99万人（同3.4%）、障害年金が174万人（同6.0%）、遺族年金が12万人（同0.4%）となっている。

<旧法拠出制>

平成23年度末における旧法拠出制年金の受給者数は270万人で、この内訳は、老齢年金が162万人（旧法拠出制年金受給者数の59.8%）、通算老齢年金が99万人（同36.6%）、障害年金が8万人（同2.9%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が2万人（同0.7%）となっている。

平成23年度末における老齢年金受給者数のうち、5年年金（国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50～54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金）の受給者数は2万人（同0.9%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給者数は159万人（同58.9%）となっている。

<基礎年金>

平成23年度末における基礎年金の受給者数は2,642万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,466万人（基礎年金受給者数の93.3%）、障害基礎年金が167万人（同6.3%）、遺族基礎年金が10万人（同0.4%）となっている。

表44 国民年金 受給者数（平成23年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	26,273	90.2	8,128	76.1	1,615	59.8	24,658	93.3
5 年 年 金 以 外	26,249	90.1	8,104	75.9	1,591	58.9	24,658	93.3
繰 上 げ	4,947	17.0	3,387	31.7	1,090	40.4	3,856	14.6
本 来	20,976	72.0	4,615	43.2	497	18.4	20,479	77.5
繰 下 げ	326	1.1	101	0.9	4	0.2	322	1.2
5 年 年 金	24	0.1	24	0.2	24	0.9	・	・
通 算 老 齢 年 金	988	3.4	988	9.3	988	36.6	・	・
障 害 年 金	1,744	6.0	1,511	14.2	78	2.9	1,666	6.3
遺 族 年 金	117	0.4	49	0.5	20	0.7	97	0.4
合 計	29,122	100.0	10,675	100.0	2,700	100.0	26,421	100.0

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

表45 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金			(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金
平成13年度	20,238	14,332	16,930	12,954	1,758	1,403	1,259	147	119
14	21,222	15,643	17,956	14,231	1,691	1,431	1,295	144	118
15	22,111	16,865	18,890	15,418	1,620	1,460	1,331	142	116
16	22,997	18,080	19,820	16,595	1,547	1,491	1,370	139	115
17	23,954	19,377	20,832	17,860	1,470	1,518	1,405	134	112
18	24,968	20,711	21,864	19,128	1,391	1,584	1,474	130	109
19	25,925	21,988	22,872	20,370	1,312	1,615	1,512	126	106
20	26,949	23,311	23,928	21,657	1,250	1,648	1,551	123	104
21	27,787	24,442	24,812	22,751	1,174	1,680	1,590	120	101
22	28,343	25,324	25,424	23,592	1,082	1,717	1,633	120	99
23	29,122	26,421	26,273	24,658	988	1,744	1,666	117	97

② 受給権者数

平成23年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない。）の受給権者数は2,965万人となっており、前年度末と比べると79万人の増加となっている。年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金は86万人、障害年金は3万人の増加となっているが、通算老齢年金（旧法）は10万人、遺族年金は1万人の減少となっている（表46、表47）。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,650万人（受給権者の89.4%）、通算老齢年金（旧法）が99万人（同3.3%）、障害年金が187万人（同6.3%）、遺族年金が28万人（同1.0%）となっている。

<旧法拋出制>

平成23年度末における旧法拋出制年金の受給権者数は275万人で、この内訳は、老齢年金が165万人（旧法拋出制年金受給権者数の59.7%）、通算老齢年金が99万人（同36.0%）、障害年金が8万人（同3.0%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が3万人（同1.3%）となっている。

平成23年度末における老齢年金受給権者数のうち、5年年金の受給権者数は3万人（同0.9%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給権者数は162万人（同58.8%）となっている。

<基礎年金>

平成23年度末における基礎年金の受給権者数は2,689万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,486万人（基礎年金受給権者数の92.4%）、障害基礎年金が179万人（同6.6%）、遺族基礎年金が25万人（同0.9%）となっている。

表46 国民年金 受給権者数（平成23年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	26,504	89.4	8,189	75.1	1,646	59.7	24,858	92.4
5 年 年 金 以 外	26,478	89.3	8,163	74.9	1,620	58.8	24,858	92.4
繰 上 げ	4,967	16.8	3,403	31.2	1,104	40.1	3,863	14.4
本 来	21,185	71.5	4,658	42.8	512	18.6	20,673	76.9
繰 下 げ	326	1.1	101	0.9	4	0.1	322	1.2
5 年 年 金	26	0.1	26	0.2	26	0.9	・	・
通 算 老 齢 年 金	991	3.3	991	9.1	991	36.0	・	・
障 害 年 金	1,870	6.3	1,612	14.8	83	3.0	1,787	6.6
遺 族 年 金	284	1.0	105	1.0	35	1.3	250	0.9
合 計	29,649	100.0	10,897	100.0	2,755	100.0	26,895	100.0

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

表47 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金			(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金
平成13年度	20,669	14,657	17,030	12,990	1,764	1,508	1,353	367	314
14	21,653	15,974	18,053	14,269	1,697	1,543	1,396	360	309
15	22,544	17,203	18,985	15,459	1,625	1,580	1,441	353	304
16	23,431	18,424	19,915	16,639	1,552	1,619	1,488	345	298
17	24,393	19,729	20,929	17,909	1,474	1,655	1,531	335	290
18	25,420	21,083	22,007	19,227	1,396	1,692	1,575	325	282
19	26,387	22,377	23,031	20,488	1,317	1,726	1,616	314	273
20	27,433	23,727	24,111	21,801	1,254	1,763	1,660	305	266
21	28,286	24,879	25,015	22,919	1,178	1,799	1,702	295	258
22	28,857	25,779	25,642	23,775	1,086	1,839	1,749	291	254
23	29,649	26,895	26,504	24,858	991	1,870	1,787	284	250

③ 老齢年金の繰上げ受給の状況

平成23年度末の基礎のみ・旧国年の老齢年金受給権者全体（816万人）のうち、繰上げ受給している者は340万人で、繰上げ受給率は41.7%となっている。また、平成23年度に新規裁定された基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の老齢年金受給権者（累計で22万人）のうち、繰上げ受給している者は6万人で、繰上げ受給率は25.3%となっている（表48）。

表48 国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移

（年度末現在、単位：人、%）

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		人	受給率	人	受給率	人	受給率
平成19年度	8,956,677	4,138,828	46.2	4,726,056	52.8	91,793	1.0
20	8,777,593	3,951,407	45.0	4,731,306	53.9	94,880	1.1
21	8,550,449	3,754,257	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1
22	8,321,663	3,567,506	42.9	4,654,347	55.9	99,810	1.2
23	8,162,673	3,402,978	41.7	4,658,484	57.1	101,211	1.2

（新規裁定、単位：人、%）

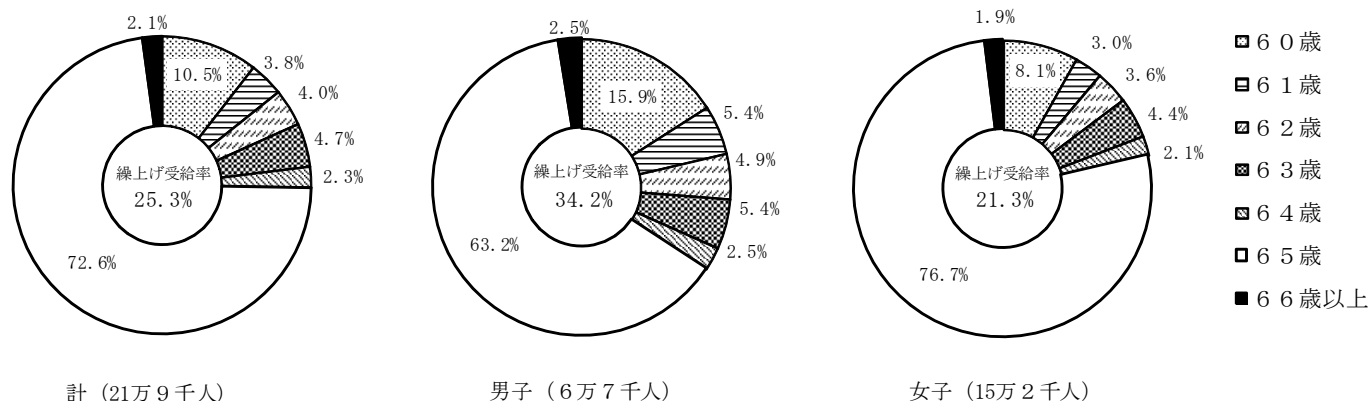
年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		人	受給率	人	受給率	人	受給率
平成19年度	271,770	62,129	22.9	202,650	74.6	6,991	2.6
20	264,039	58,184	22.0	199,574	75.6	6,281	2.4
21	231,764	52,737	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3
22	206,846	55,648	26.9	145,044	70.1	6,154	3.0
23	219,051	55,382	25.3	159,905	73.0	3,764	1.7

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

図27は平成23年度の新規裁定者のうち、基礎のみ・旧国年の受給権者について受給権発生時の年齢別の割合をみたものである。繰上げ受給率は25.3%（男子34.2%、女子21.3%）であり、60歳で受給を開始したものは10.5%（男子15.9%、女子8.1%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは72.6%（男子63.2%、女子76.7%）となっている。

図27 国民年金 老齢年金 受給権発生時年齢別受給権者数（平成23年度新規裁定）

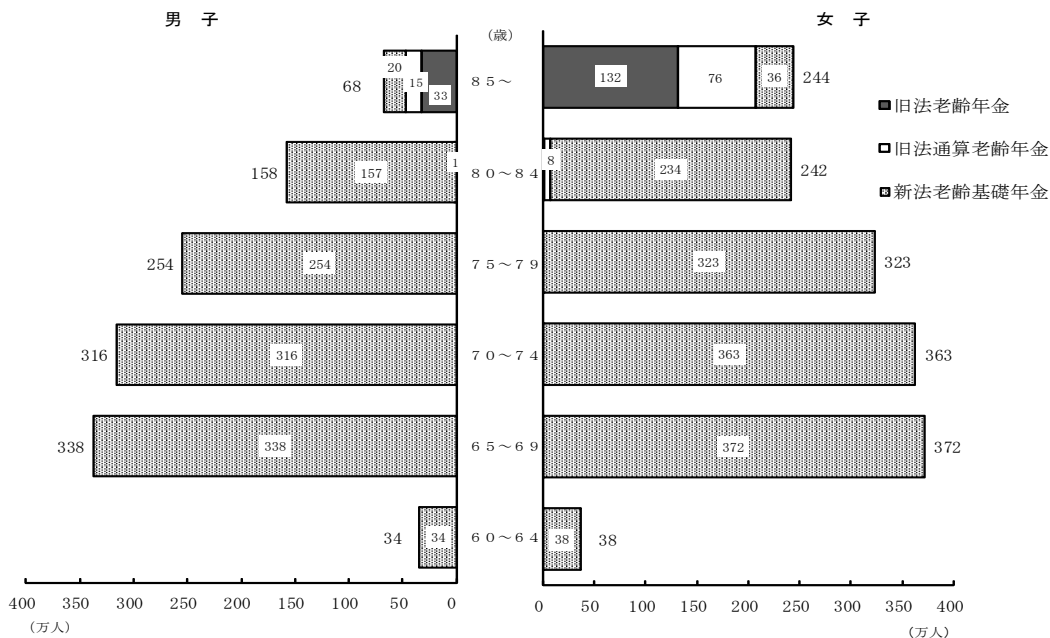


注. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

平成23年度末の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ。）の受給権者数は2,749万人（男子1,168万人、女子1,581万人）である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ338万人、372万人となっている（図28）。

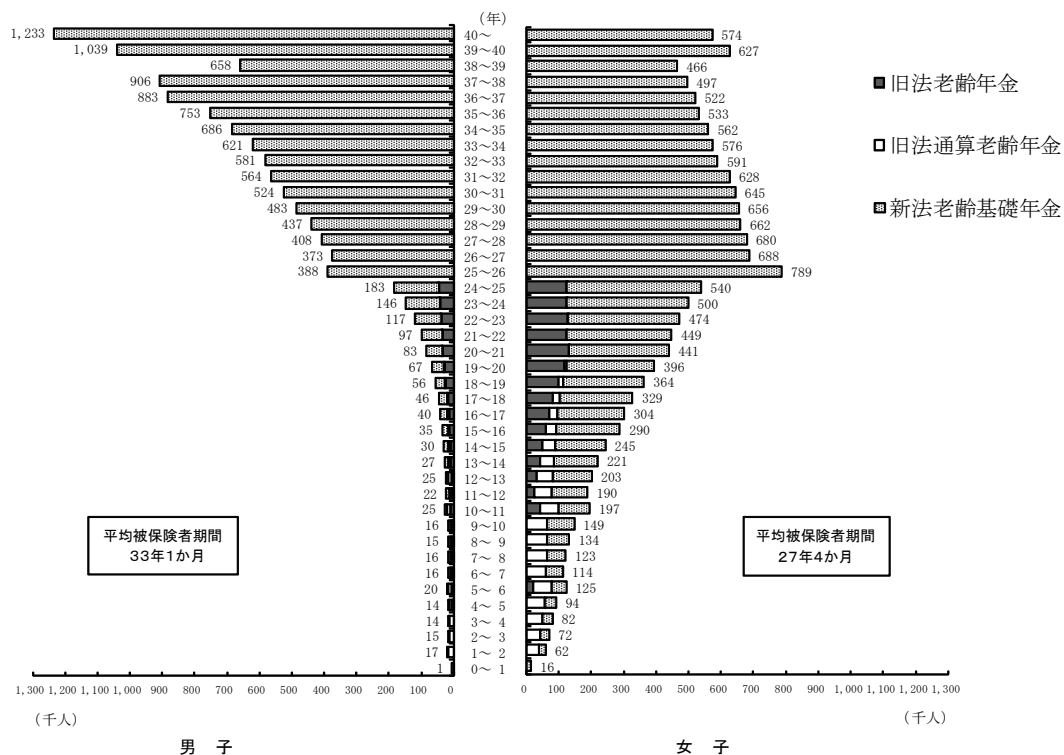
図28 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成23年度末）



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成23年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図29のとおりである。老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が被保険者期間25年以上であるため、男女とも25年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が33年1か月、女子が27年4か月である。

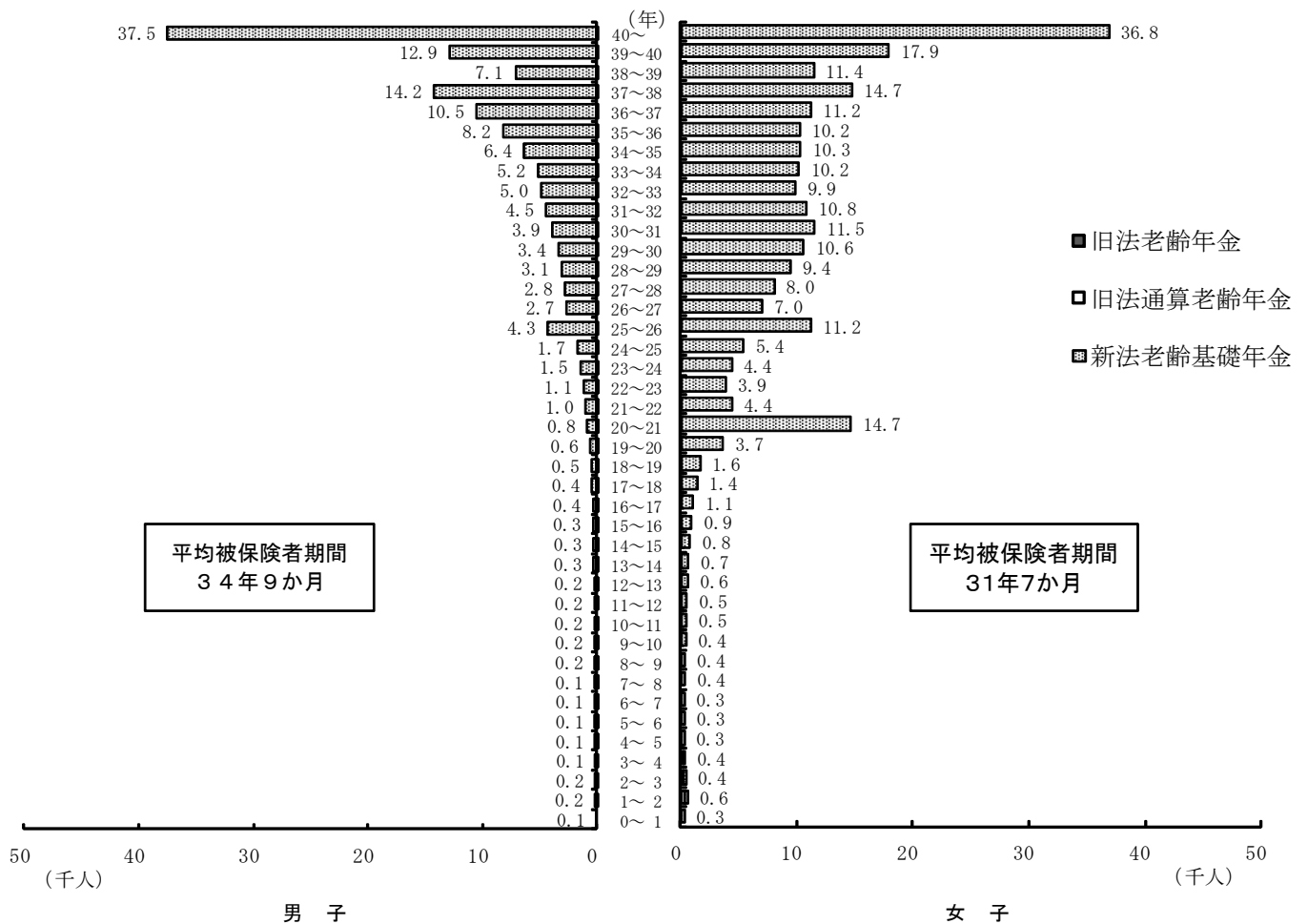
図29 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成23年度末）



老齢給付の平成23年度新規裁定者は39万人で、その被保険者期間別分布は図30のとおりである。男女とも被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者等である。

図30 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成23年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成23年度末における国民年金の受給者の年金総額は19兆1,168億円となっており、前年度末と比べると、5,816億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆2,398億円、年金総額の90.2%を占め、通算老齢年金が2,191億円（同1.1%）、障害年金が1兆5,449億円（同8.1%）、遺族年金が1,130億円（同0.6%）となっている（表49）。

<旧法拋出制>

平成23年度末における旧法拋出制の受給者の年金総額は1兆787億円で、この内訳は老齢年金が7,813億円（旧法拋出制の年金総額の72.4%）、通算老齢年金が2,191億円（同20.3%）、障害年金が692億円（同6.4%）、遺族年金が92億円（同0.8%）となっている。

<基礎年金>

平成23年度末における基礎年金の受給者の年金総額は18兆381億円で、この内訳は老齢基礎年金が16兆4,585億円（基礎年金の年金総額の91.2%）、障害基礎年金が1兆4,757億円（同8.2%）、遺族基礎年金が1,039億円（同0.6%）となっている。

表49 国民年金 受給者年金総額（平成23年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	172,398	90.2	48,406	75.1	7,813	72.4	164,585	91.2
5 年 年 金 以 外	172,300	90.1	48,309	75.0	7,716	71.5	164,585	91.2
繰 上 げ	23,813	12.5	16,037	24.9	4,535	42.0	19,278	10.7
本 来	145,331	76.0	31,323	48.6	3,139	29.1	142,192	78.8
繰 下 げ	3,156	1.7	949	1.5	42	0.4	3,114	1.7
5 年 年 金	97	0.1	97	0.2	97	0.9	・	・
通 算 老 齢 年 金	2,191	1.1	2,191	3.4	2,191	20.3	・	・
障 害 年 金	15,449	8.1	13,432	20.9	692	6.4	14,757	8.2
遺 族 年 金	1,130	0.6	389	0.6	92	0.8	1,039	0.6
合 計	191,168	100.0	64,418	100.0	10,787	100.0	180,381	100.0

注. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

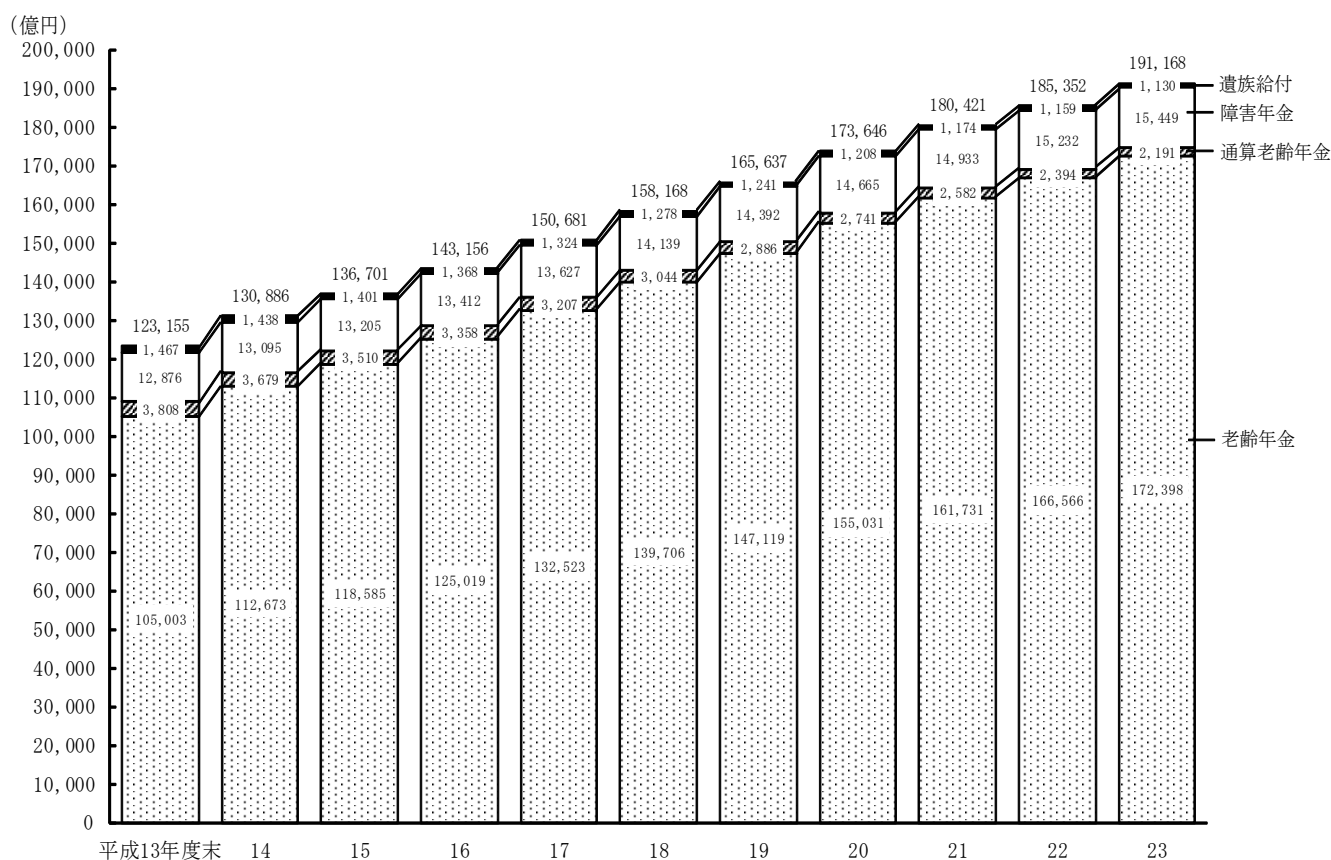
受給者の年金総額の推移を年金種別別にみると、前年度末と比較して老齢年金が5,832億円の増加、通算老齢年金が203億円の減少、障害年金が217億円の増加、遺族年金が29億円の減少となっている（表50、図31）。

表50 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	
平成13年度	123,155	99,137	105,003	86,254	3,808	12,876	11,563	1,467	1,320
14	130,886	108,209	112,673	95,049	3,679	13,095	11,857	1,438	1,304
15	136,701	115,569	118,585	102,246	3,510	13,205	12,049	1,401	1,274
16	143,156	123,409	125,019	109,833	3,358	13,412	12,329	1,368	1,247
17	150,681	132,297	132,523	118,465	3,207	13,627	12,614	1,324	1,218
18	158,168	141,092	139,706	126,753	3,044	14,139	13,157	1,278	1,182
19	165,637	149,838	147,119	135,220	2,886	14,392	13,472	1,241	1,146
20	173,646	159,094	155,031	144,174	2,741	14,665	13,804	1,208	1,116
21	180,421	167,047	161,731	151,839	2,582	14,933	14,126	1,174	1,082
22	185,352	173,264	166,566	157,719	2,394	15,232	14,482	1,159	1,064
23	191,168	180,381	172,398	164,585	2,191	15,449	14,757	1,130	1,039

図31 国民年金 受給者年金総額の推移



② 平均年金月額

平成23年度末の国民年金受給者の1人当たり平均年金月額は、老齢年金が5万5千円、通算老齢年金が1万8千円、障害年金が7万4千円、遺族年金が8万円となっている（表51、表52）。

老齢年金の受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万円、本来が5万8千円、繰下げが8万1千円となっている。

表51 国民年金 受給者の平均年金月額（平成23年度末）

（単位：円）

	合 計	（再掲）基礎のみ ・旧国年	旧法拠出制年金	基礎年金	
				繰上げ	繰下げ
老 齢 年 金	54,682	49,632	40,306	55,623	
5 年 年 金 以 外	54,700	49,678	40,401	55,623	
繰 上 げ	40,116	39,454	34,658	41,659	
本 来	57,737	56,557	52,625	57,861	
繰 下 げ	80,576	78,175	86,067	80,507	
5 年 年 金	33,992	33,992	33,992	・	
通 算 老 齢 年 金	18,486	18,486	18,486	・	
障 害 年 金	73,816	74,089	74,123	73,801	
遺 族 年 金	80,424	66,583	38,540	88,958	
合 計	54,704	50,289	33,288	56,893	

注．「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

表52 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年 度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
	繰上げ	（再掲）基礎年金		繰上げ	（再掲）基礎年金	繰上げ	（再掲）基礎年金
平成13年度	51,684	55,489	18,053	76,455	76,536	83,384	92,444
14	52,291	55,659	18,135	76,263	76,321	83,326	92,227
15	52,314	55,264	18,058	75,385	75,422	82,297	91,215
16	52,565	55,153	18,090	74,964	74,984	81,935	90,735
17	53,012	55,276	18,186	74,789	74,794	82,299	90,490
18	53,249	55,222	18,232	74,400	74,397	82,233	90,081
19	53,602	55,317	18,325	74,282	74,273	81,844	89,827
20	53,992	55,477	18,275	74,172	74,156	81,675	89,676
21	54,320	55,615	18,321	74,060	74,041	81,254	89,581
22	54,596	55,711	18,432	73,936	73,912	80,781	89,499
23	54,682	55,623	18,486	73,816	73,801	80,424	88,958

老齢基礎年金の受給者数は、平成23年度末現在で2,466万人となっており、平均年金月額については5万6千円となっている（表53）。

表53 国民年金 老齢基礎年金受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		本 来		繰 上 げ		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成19年度	2,037	55,317	1,674	58,100	342	40,252	22	77,942
20	2,166	55,477	1,787	58,083	354	40,692	25	78,645
21	2,275	55,615	1,883	58,092	365	41,060	27	79,368
22	2,359	55,711	1,953	58,084	376	41,330	31	81,018
23	2,466	55,623	2,048	57,861	386	41,659	32	80,507

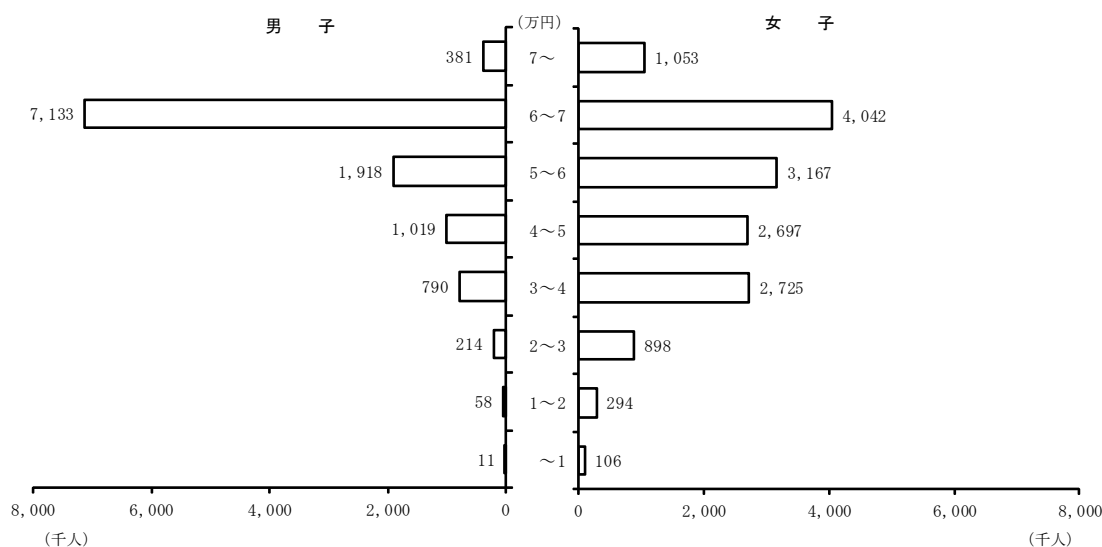
③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

平成23年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表54及び図32である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表54 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成23年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	26,504	100.0	11,524	100.0	14,980	100.0
万円以上 万円未満						
～ 1	117	0.4	11	0.1	106	0.7
1 ～ 2	352	1.3	58	0.5	294	2.0
2 ～ 3	1,112	4.2	214	1.9	898	6.0
3 ～ 4	3,515	13.3	790	6.9	2,725	18.2
4 ～ 5	3,715	14.0	1,019	8.8	2,697	18.0
5 ～ 6	5,085	19.2	1,918	16.6	3,167	21.1
6 ～ 7	11,175	42.2	7,133	61.9	4,042	27.0
7 ～	1,433	5.4	381	3.3	1,053	7.0
平均年金月額（円）	54,612		59,200		51,083	

図32 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成23年度末）

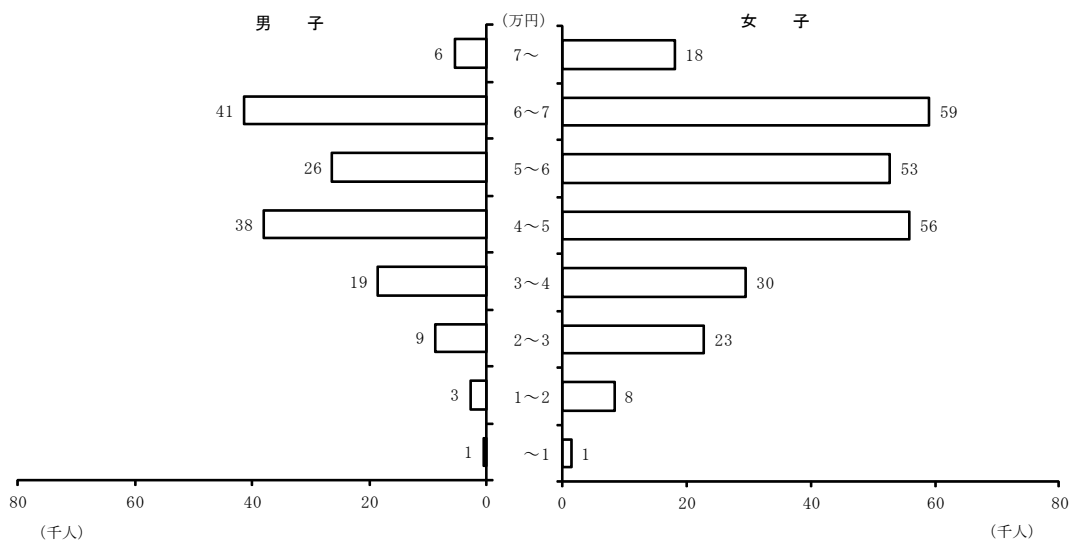


平成23年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表55及び図33である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表55 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成23年度新規裁定）

年金月額	合計		男子		女子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合計	391	100.0	142	100.0	248	100.0
万円以上 万円未満						
～ 1	2	0.5	1	0.4	1	0.6
1 ～ 2	11	2.9	3	2.0	8	3.4
2 ～ 3	32	8.1	9	6.1	23	9.2
3 ～ 4	48	12.3	19	13.1	30	11.9
4 ～ 5	94	24.1	38	26.8	56	22.5
5 ～ 6	79	20.3	26	18.5	53	21.2
6 ～ 7	101	25.7	41	29.1	59	23.8
7 ～	24	6.1	6	3.9	18	7.3
平均年金月額（円）	50,011		50,592		49,678	

図33 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成23年度新規裁定）



(4) 収支状況

平成23年度決算における年金特別会計国民年金勘定の収支状況を示したものが表56、図34である。

収入のうち、保険料収入は1兆5,807億円、国庫負担（一般会計からの受入）は1兆8,660億円であり、基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆4,701億円、実質的な支出総額が3兆4,717億円となっており、その収支差引残は15億円の不足となっている。

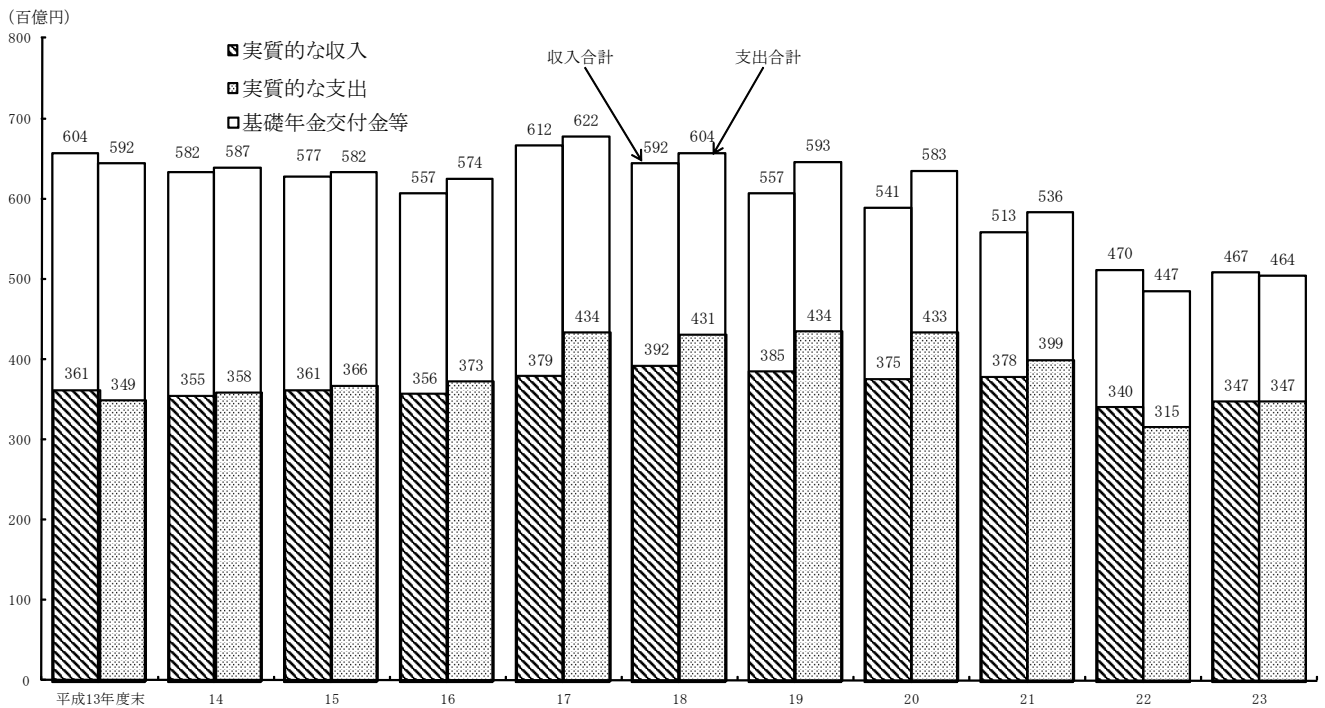
表56 国民年金の実質的な収支状況の推移

(単位：億円)

	収入合計 (実質)	再掲		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成19年度	38,466	18,582	18,436	43,435	△ 4,968
20	37,545	17,470	18,558	43,317	△ 5,772
21	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098
22	34,010	16,717	16,898	31,498	2,511
23	34,701	15,807	18,660	34,717	△ 15

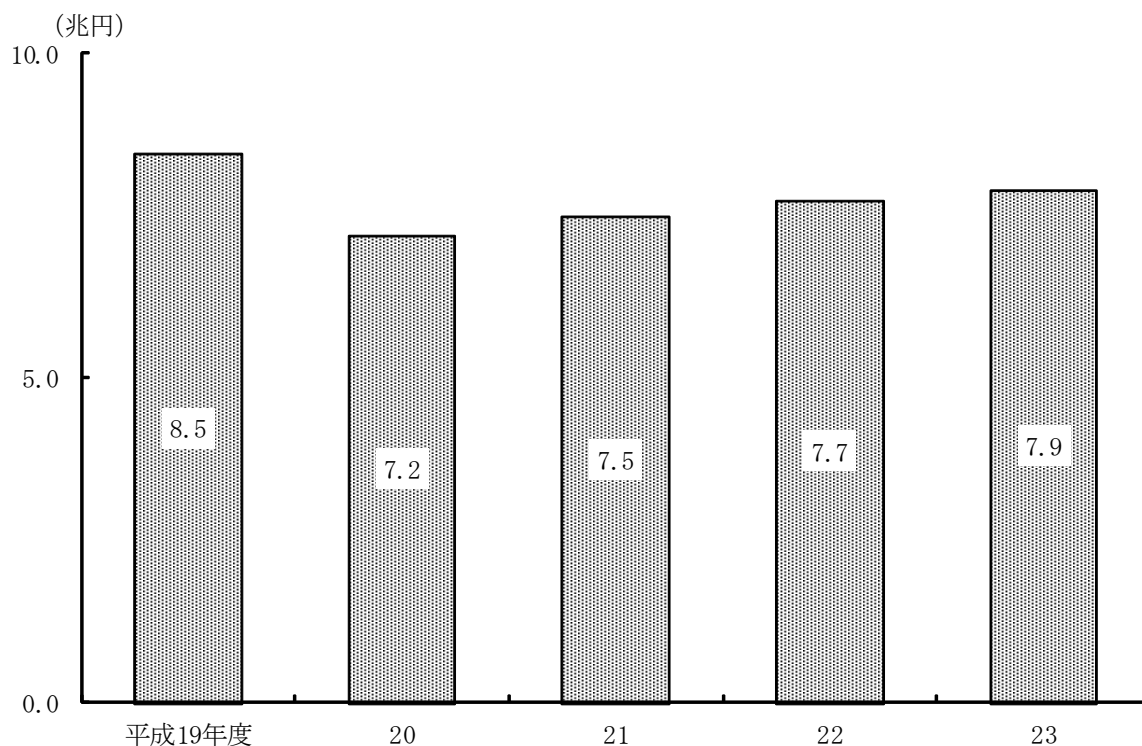
注. 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図34 国民年金勘定 収支状況の推移



平成23年度末の時価ベースの国民年金の積立金残高は、7兆9千億円となり、前年度末から2千億円の増加となっている（図35）。

図35 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、国民年金の実質的な収支状況の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 年金積立金全体に係る運用実績（収益率）は、平成19年度 $\Delta 3.38\%$ 、平成20年度 $\Delta 7.29\%$ 、平成21年度 7.48% 、平成22年度 $\Delta 0.25\%$ 、平成23年度 2.15% である。なお、平成20年度までは、財務省財政融資資金への預託分を含む。

（出所：「平成23年度 年金積立金運用報告書」）

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

平成23年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、20兆615億円であり、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が17兆4,316億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が2兆6,298億円となっている（表57）。

表57 基礎年金の給付に要する費用状況の推移

(単位：億円)

		平成14年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23
費用負担	総額	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615
	(再掲) 特別国庫負担分除く	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998	196,401	197,382
	国民年金	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802	36,149	35,194
	(再掲) 特別国庫負担分除く	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400	32,849	31,961
	厚生年金保険	102,730	106,850	110,314	115,207	119,991	126,842	133,101	140,933	143,640	145,301
	共済組合等	16,050	16,232	16,538	16,933	17,395	17,876	18,477	19,665	19,912	20,119
	国家公務員共済組合連合会	3,915	4,009	4,087	4,190	4,300	4,428	4,613	4,949	5,027	5,122
	地方公務員共済組合連合会	10,635	10,905	11,074	11,300	11,571	11,845	12,170	12,881	12,991	13,047
	日本私立学校振興・共済事業団	1,259	1,319	1,376	1,443	1,524	1,602	1,694	1,835	1,894	1,950
	農林漁業団体職員共済組合	242
拠出金単価（月額）（円）		21,450	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212	29,947	30,587
年金給付	総額	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701	200,615
	基礎年金給付費	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240	169,658	174,316
	みなし基礎年金給付費 （基礎年金交付金相当分）	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160	30,043	26,298
	国民年金	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766	13,765	12,358	10,855
	厚生年金保険	22,638	21,428	20,145	18,923	17,395	16,241	15,178	15,244	13,864	11,971
	共済組合等	6,555	6,056	5,691	5,381	5,061	4,786	4,442	4,151	3,821	3,472
	国家公務員共済組合連合会	1,925	1,825	1,729	1,638	1,543	1,448	1,344	1,247	1,150	1,049
	地方公務員共済組合連合会	4,325	4,026	3,770	3,563	3,350	3,181	2,963	2,781	2,559	2,323
	日本私立学校振興・共済事業団	218	204	192	180	168	156	135	123	112	100
	農林漁業団体職員共済組合	87

注. 基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の2分の1は国庫負担となっている。ただし、平成15年度以前は3分の1、平成16年度は3分の1+定額、平成17年度は3分の1+1000分の11+定額、平成18年度は3分の1+1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1+1000分の32が国庫負担となっている。

平成23年度の拠出金按分率は、国民年金が0.162、厚生年金保険が0.736、共済組合が0.102となっている（表58）。

表58 基礎年金拠出金算定内訳（平成23年度）

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合連合会	日本私立学校振興・共済事業団
基礎年金拠出金(億円)	197,382	31,961	145,301	20,119	5,122	13,047	1,950
拠出金按分率	1.000	0.162	0.736	0.102	0.026	0.066	0.010
拠出金算定対象者数(万人)	5378	871	3959	548	140	355	53
(再掲) 第3号被保険者数(万人)	970	.	848	122	37	76	9

注1. 国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。

注2. 国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

5. 福祉年金

平成23年度末における老齢福祉年金の受給者数は3千人で、前年度末に比べて2千人の減少、年金総額は13億円で、前年度末に比べて8億円の減少となっている（図36、図37）。

図36 老齢福祉年金受給者数の推移

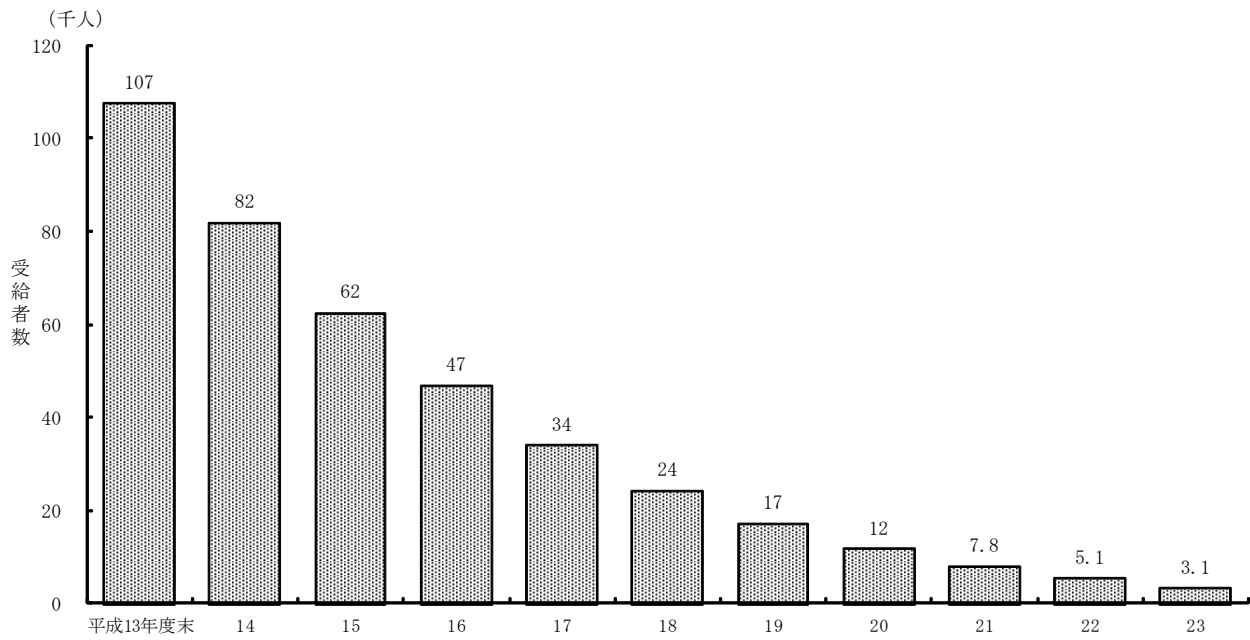
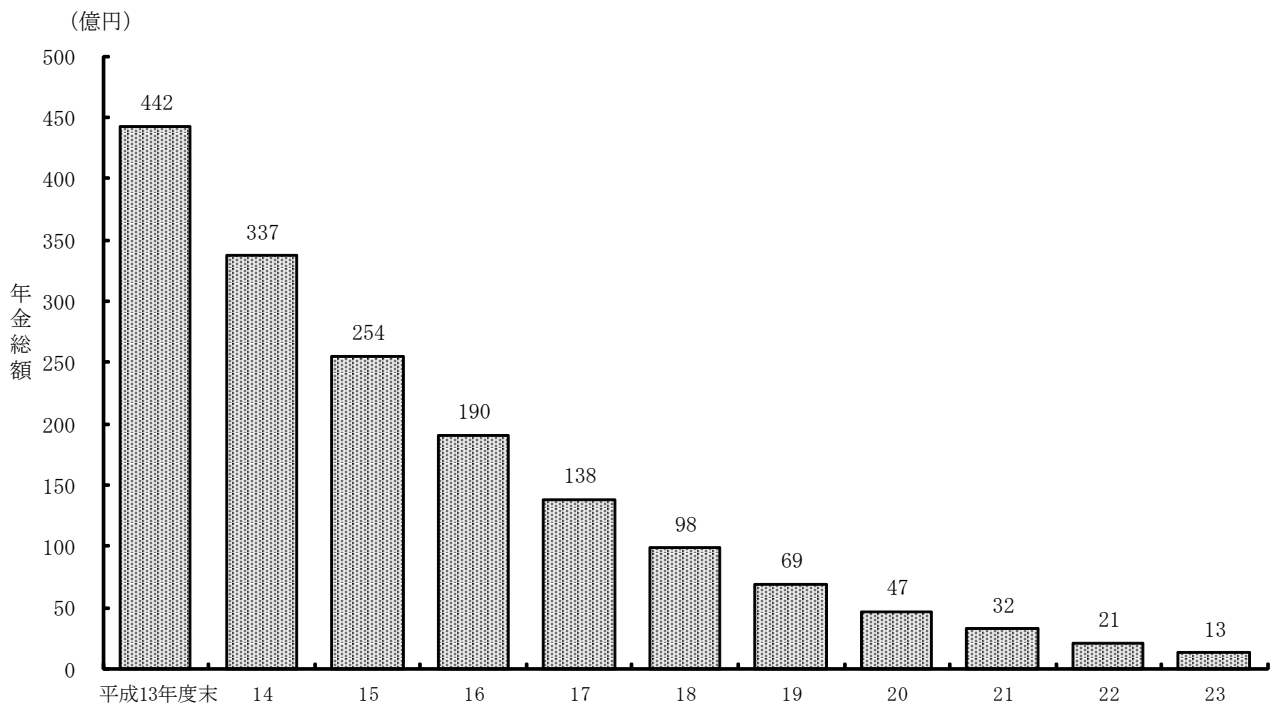


図37 老齢福祉年金受給者年金総額の推移



6. 特別障害給付金

平成23年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,212人、2級が6,950人、合計9,162人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が930人、2級が3,981人、合計4,911人となっている。また、配偶者の特別障害者数は、1級が1,282人、2級が2,969人、合計4,251人となっている。

平成17年4月から平成24年3月末までの累積不支給決定件数は、1,161件となっている（表59）。

表59 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況（平成23年度末）

都道府県	特別障害者数												不支給決定件数 件						
	合計			1級			2級			合計				学生			配偶者		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人
全 国	9,162	2,212	6,950	4,911	930	3,981	4,251	1,282	2,969										1,161
北海道	574	141	433	229	27	202	345	114	231										62
青森県	94	47	47	47	21	26	47	26	21										18
岩手県	112	53	59	62	26	36	50	27	23										4
宮城県	138	27	111	80	10	70	58	17	41										20
秋田県	89	23	66	47	7	40	42	16	26										7
山形県	80	28	52	54	17	37	26	11	15										2
福島県	143	27	116	82	11	71	61	16	45										4
茨城県	200	49	151	107	18	89	93	31	62										23
栃木県	109	28	81	49	7	42	60	21	39										11
群馬県	130	79	51	70	52	18	60	27	33										18
埼玉県	376	54	322	184	19	165	192	35	157										50
千葉県	376	101	275	183	40	143	193	61	132										58
東京都	730	188	542	487	103	384	243	85	158										108
神奈川県	592	176	416	284	68	216	308	108	200										64
新潟県	147	32	115	80	15	65	67	17	50										6
富山県	92	12	80	60	6	54	32	6	26										14
石川県	90	7	83	52	2	50	38	5	33										5
福井県	53	6	47	36	2	34	17	4	13										8
山梨県	67	14	53	51	9	42	16	5	11										9
長野県	108	26	82	80	16	64	28	10	18										19
岐阜県	106	24	82	67	11	56	39	13	26										17
静岡県	227	45	182	127	23	104	100	22	78										28
愛知県	484	69	415	243	25	218	241	44	197										60
三重県	116	22	94	60	10	50	56	12	44										13
滋賀県	60	10	50	34	3	31	26	7	19										16
京都府	182	30	152	83	6	77	99	24	75										33
大阪府	661	182	479	264	63	201	397	119	278										40
兵庫県	419	90	329	184	28	156	235	62	173										65
奈良県	110	28	82	60	7	53	50	21	29										20
和歌山県	75	28	47	39	12	27	36	16	20										8
鳥取県	52	7	45	27	1	26	25	6	19										7
島根県	73	28	45	54	21	33	19	7	12										7
岡山県	224	55	169	126	24	102	98	31	67										18
広島県	317	45	272	206	20	186	111	25	86										50
山口県	152	66	86	97	39	58	55	27	28										33
徳島県	68	35	33	40	24	16	28	11	17										9
香川県	78	12	66	54	7	47	24	5	19										25
愛媛県	123	23	100	58	6	52	65	17	48										15
高知県	51	5	46	31	1	30	20	4	16										6
福岡県	468	78	390	279	34	245	189	44	145										83
佐賀県	59	17	42	40	8	32	19	9	10										10
長崎県	129	43	86	68	23	45	61	20	41										9
熊本県	169	53	116	101	26	75	68	27	41										10
大分県	124	26	98	54	8	46	70	18	52										28
宮崎県	98	33	65	45	8	37	53	25	28										9
鹿児島県	159	25	134	98	9	89	61	16	45										21
沖縄県	78	15	63	48	7	41	30	8	22										11

注：「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成24年3月末までの累計である。

(参考資料1)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（平成23年度末）

都道府県名	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
全 国	13,831,488	152,396	26,272,995	54,682
北海道	549,675	142,927	1,187,186	54,113
青 森	115,149	128,485	331,125	50,486
岩 手	138,730	130,386	328,707	53,909
宮 城	227,270	145,923	478,499	52,784
秋 田	122,190	127,759	301,391	52,294
山 形	140,423	128,834	308,175	53,425
福 島	224,411	133,429	459,494	53,110
茨 城	289,327	152,239	620,934	52,986
栃 木	205,887	146,136	422,836	53,058
群 馬	221,126	145,885	443,418	54,766
埼 玉	727,438	163,473	1,350,183	53,897
千 葉	626,634	168,323	1,209,336	54,316
東 京	1,143,001	168,336	2,275,565	54,233
神 奈 川	927,873	174,795	1,619,301	55,054
新 潟	314,895	136,361	564,100	55,445
富 山	169,851	142,998	258,730	58,227
石 川	150,211	141,393	245,762	57,396
福 井	117,482	137,087	177,475	57,295
山 梨	83,085	142,328	199,052	52,662
長 野	297,916	140,660	516,316	56,995
岐 阜	244,914	148,880	459,521	56,380
静 岡	492,184	149,738	821,801	56,219
愛 知	807,286	160,582	1,379,943	55,554
三 重	227,530	150,464	406,196	56,940
滋 賀	161,192	155,110	273,374	56,082
京 都	286,333	155,395	545,850	54,034
大 阪	931,852	159,438	1,688,774	53,281
兵 庫	636,939	163,093	1,141,572	54,901
奈 良	148,036	167,974	307,190	53,961
和 歌 山	106,183	148,459	248,126	52,257
鳥 取	79,301	130,572	135,079	56,829
島 根	102,855	131,264	182,347	57,239
岡 山	270,519	143,447	430,298	58,210
広 島	376,323	150,269	596,937	57,387
山 口	206,456	148,894	354,982	57,337
徳 島	95,644	130,384	182,956	53,717
香 川	138,055	141,393	226,312	58,339
愛 媛	174,082	138,190	341,434	55,143
高 知	91,287	132,123	192,848	53,587
福 岡	551,771	146,256	960,021	54,370
佐 賀	91,017	132,307	187,662	56,219
長 崎	145,956	140,468	323,168	53,402
熊 本	180,654	130,389	414,026	54,684
大 分	133,570	134,821	281,385	53,454
宮 崎	118,075	126,381	258,669	55,511
鹿 児 島	163,993	130,270	393,800	55,108
沖 縄	68,266	131,156	222,000	52,802
その他	8,641	140,035	19,139	29,706

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者は被用者年金が上乗せされている者を含む。

(参考資料2)

国民年金 東日本大震災における被災による申請全額免除の納付率への影響の分析

天災等により国民年金保険料を納付することが著しく困難である場合は、申請により保険料の納付を全額免除とすることができる。

東日本大震災による被害の大きかった岩手、宮城、福島においては、平成23年度末時点での被災による申請全額免除者数が、その他の都道府県と比べて多くなっている。

平成23年度に被災による申請全額免除となった月が、仮に、被災せずに納付対象月となり、平成22年度と同程度の保険料納付があったと仮定した場合の納付率は、実際の平成23年度の納付率と大きな差はなく、被災による申請全額免除の納付率への影響はほとんどないと考えられる。

参考2-1 平成23年度末時点における被災による国民年金保険料申請全額免除の状況

(単位：人)

都道府県	第1号被保険者数 ①	申請全額免除者数 ②	(再掲) 被災による申請全額免除者数 ③	第1号被保険者数に対する申請全額免除者数の割合(%)		(参考)平成22年度末時点における被災による申請全額免除の状況	
				②÷①	第1号被保険者数に対する被災による申請全額免除者数の割合(%) ③÷①	申請全額免除者数	第1号被保険者数に対する被災による申請全額免除者数の割合(%)
全国	18,717,052	2,300,160	24,559	12.29	0.13	169	0.00
岩手県	183,224	27,966	2,280	15.26	1.24	2	0.00
宮城県	355,142	56,314	7,190	15.86	2.02	0	0.00
福島県	285,082	51,060	13,441	17.91	4.71	0	0.00
その他の都道府県計	17,893,604	2,164,820	1,648	12.10	0.01	167	0.00

注. 申請による保険料納付の全額免除には、申請から全額免除が決定するまで一定の事務処理期間が必要であることから、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震から間もない平成22年度末時点においては、被災による申請全額免除者数が少なかったものと考えられる。

参考2-2 東日本大震災における被災による申請全額免除の納付率への影響(推計)

(単位：万円)

都道府県	平成23年度(現年度分)			被災による申請全額免除がなかったと仮定した場合の平成23年度(現年度分)の推計			納付率への影響(%) ①-②
	納付対象月数	納付月数	納付率(%) ①	納付対象月数	納付月数	納付率(%) ②	
全国	16,042	9,407	58.64	16,072	9,425	58.64	0.00
岩手県	153	100	65.19	156	101	65.20	△ 0.00
宮城県	297	170	57.13	306	175	57.12	0.01
福島県	226	134	59.02	243	143	58.97	0.05
その他の都道府県計	15,366	9,004	58.60	15,368	9,005	58.60	△ 0.00

注1. 被災による申請全額免除がなかったと仮定した場合の納付対象月数は、平成23年度末時点の被災による申請全額免除者が、平成23年度の全ての月について全額免除となっていたものとして推計した。
 注2. 被災による申請全額免除がなかった場合の納付月数は、注1により推計した納付対象月数について、平成23年度も平成22年度(現年度分)と同様の納付率であると仮定して推計した。